

三種町

第2期子どもの貧困対策に関する整備計画

子どもの明るい未来づくりプラン

<<令和4年度～令和8年度>>

令和4年 3月

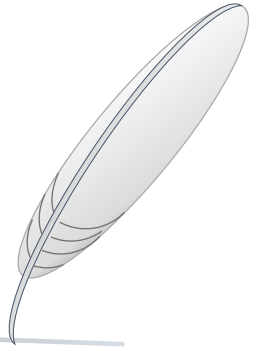
三種町

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	3
(1) 計画策定の背景.....	3
(2) 計画の位置づけ.....	4
2 計画の対象.....	5
3 計画の期間.....	5
4 計画の策定体制.....	6
5 計画の役割分担.....	7
第2章 子どもを取り巻く状況.....	9
1 三種町の概況.....	11
(1) 人口、世帯の状況.....	11
2 子どもの教育に関わる状況.....	12
(1) 学校等の状況.....	12
(2) 児童・生徒数の推移.....	12
(3) 保育園・幼稚園の事業内容.....	13
(4) 小中学校の給食費.....	14
(5) 学童保育クラブの事業内容.....	14
3 子どもたちへの就学支援の状況.....	15
(1) 要保護・準要保護児童生徒数の推移.....	15
(2) 就学援助費の推移.....	17
4 ひとり親家庭の状況.....	21
(1) ひとり親家庭の世帯数及び子どもの数.....	21
(2) ひとり親家庭の就業形態.....	24
(3) ひとり親家庭の収入の状況.....	25
5 町民アンケート調査結果のポイント.....	26
(1) 調査の概要.....	26
(2) 調査結果のポイント.....	29

第3章 計画の基本的な方向性.....	45
1 前回計画の進捗評価.....	47
(1) 事業の実施状況.....	47
(2) 事業実施上の課題.....	49
(3) 今後の取り組みの方向.....	51
(4) 今後の施策・事業の体系.....	52
2 基本的な考え方.....	53
(1) 基本理念.....	53
(2) 施策の体系.....	54
第4章 施策の展開.....	55
1 教育の支援.....	57
(1) 就学支援の推進.....	57
(2) 生活困窮世帯等への学習支援.....	57
(3) 地域による学習支援.....	58
2 生活の支援.....	59
(1) 保護者の生活支援.....	59
(2) 子どもの生活支援.....	63
(3) その他の生活支援.....	65
3 親と子の就労支援.....	69
(1) 保護者の就労支援.....	69
(2) 子どもの就労支援.....	70
4 秋田県と連携した取り組み.....	71
5 地域での連携体制の構築.....	73
(1) 広範な連携による支援体制の構築.....	73
(2) 効果的なコーディネートの仕組みの構築.....	73
第5章 計画の推進.....	75
1 計画の推進体制.....	77
2 進捗評価の仕組み.....	78

第1章 計画の策定にあたって



1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

国では平成 24 年に子どもの貧困率が 16.3%（国民生活基礎調査）と過去最悪を更新したことを受けて、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行するとともに、平成 26 年 8 月には、子どもの貧困対策についての基本的な方針等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」を定め、子どもの貧困対策の総合的な推進を図ってきました。

国の国民生活基礎調査によれば、子どもの貧困率は平成 27 年には 13.9%、平成 30 年には 13.5%（令和 2 年 7 月公表値）と改善傾向がみられるものの、依然として先進国の中では高い水準にあることから、令和元年 9 月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部が改正されました。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正により、子どもの貧困対策は、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、子どもの貧困対策を「子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり」推進すること等を、目的に追加したほか、基本理念の見直し、子どもの貧困対策に関する大綱に関する規定の改正、市町村における子どもの貧困対策についての計画策定について努力義務の明記、個別施策に関する規定等の改正が行われました。

秋田県においても、平成 28 年 3 月に「秋田県子どもの貧困対策推進計画」が策定され、“手を伸ばせばすぐ届くところに、いつでも、子どもたちを見守る目と支えようとする人の輪（和）があり、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長することができる地域社会の実現”を目指し、“教育の支援”、“生活の支援”、“保護者に対する就労の支援”、“経済的支援”の 4 項目に力を入れて、総合的な子どもの貧困対策を推進していましたが、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正を踏まえ、令和 3 年 3 月には「第 2 次 秋田県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、継続して子どもの貧困対策に取り組んでいるところです。

「第 2 次 秋田県子どもの貧困対策推進計画」では、すべての子どもが現在から将来にわたって、その生まれ育った環境によって左右されることなく、心身ともに健やかに育ち、教育や進路選択の機会均等が保証され、一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにすることを目指し、次の 5 つの重点施策を設定して施策を展開しています。

- 重点施策 1 教育の支援
- 重点施策 2 子育て家庭の生活の安定に資するための支援
- 重点施策 3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援
- 重点施策 4 経済的支援
- 重点施策 5 ネットワークによる網羅的支援

国の「子供の貧困対策に関する大綱」では、子どもの貧困対策の基本方針の一つとして、“官公民の連携によって子どもの貧困対策を国民運動として展開する”ことが掲げられています。

三種町においても、国の子どもの貧困対策や秋田県の取り組みと連携し、子どもの貧困対策を国民運動として展開すべく、平成 29 年 3 月に「三種町子どもの貧困対策に関する整備計画」を策定し、いち早く、総合的な子どもの貧困対策に取り組んできました。

今回、国の法改正や県計画の改訂などを踏まえ、新たな状況の変化に対応しつつ、これまでの取り組みを継続的に実施していくための指針として、新たに「三種町 第 2 期子どもの貧困対策に関する整備計画」を策定することとしました。

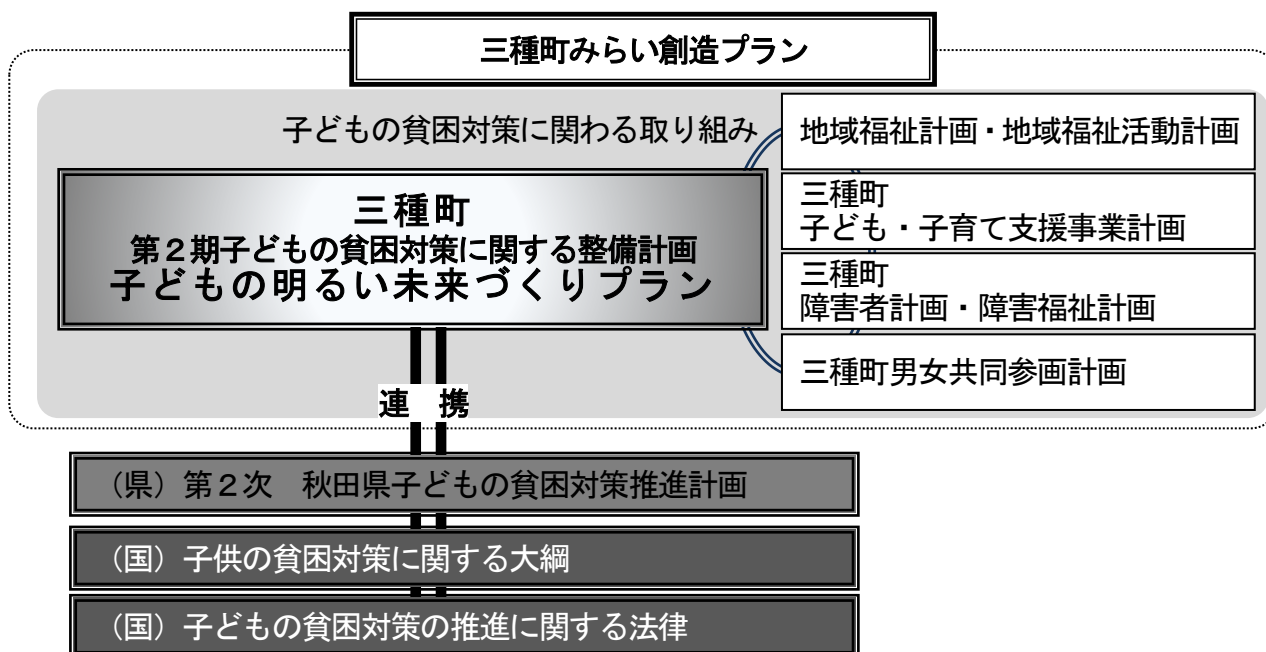
(2) 計画の位置づけ

これまで「子供の貧困対策の推進に関する法律」において、市町村への計画策定に関する規定はありませんでしたが、「子供の貧困対策の推進に関する法律」の改正により、市町村においても計画の策定が努力義務として明記されることとなりました。

このため、本計画は「子供の貧困対策の推進に関する法律」第 9 条第 2 項に規定された子どもの貧困対策についての市町村計画と位置づけられます。

第九条 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

また、本町の関連する諸計画との整合性に配慮し、本町における子どもの貧困対策に関わる取り組みについて総合的に整理した計画となっています。



2 計画の対象

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、第2条において、“子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。”と基本理念を掲げており、経済的な困窮下にある子どもに対して支援を行うだけではなく、子どもが生まれ育った環境によって将来を左右されることのない社会の実現を目指すものとされています。

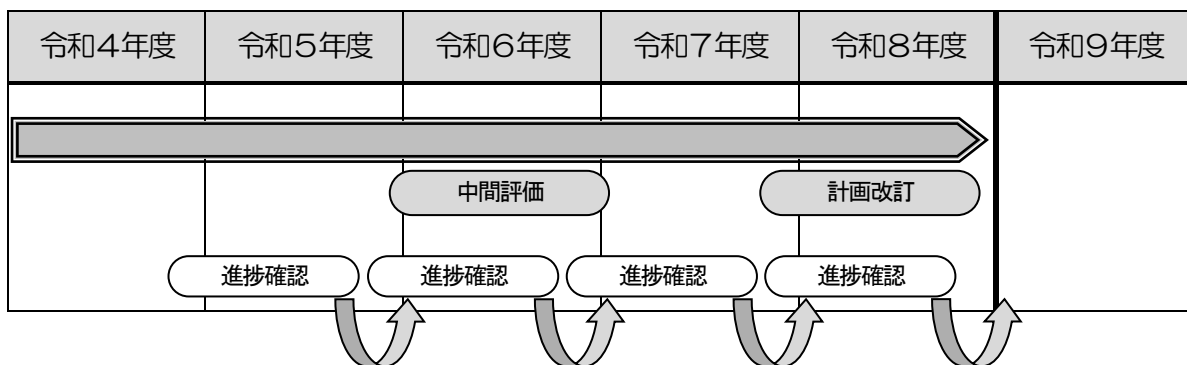
したがって、本計画においては、妊娠や出産による経済的・精神的負担の増大、保護者の疾病や離職による家計の逼迫、ひとり親家庭における生活の厳しさなど、子どもが困難な状況に陥る様々なリスクに対しても、できるだけ早い段階から効果的な支援を行い、すべての子どもが、教育や生活、就労などの場面において、それまでの家庭の状況による制約を受けることなく、健やかに育つことができるように取り組みます。

3 計画の期間

本計画は令和4年度から、令和8年度までの5年間で計画の期間とします。

計画の改訂については、計画の最終年度である令和8年度に行うこととしますが、計画途中であっても、社会情勢や法整備の状況などに応じて、柔軟に計画の見直しを行います。

なお、計画の進捗確認は毎年度終了後に実施し、計画の中間年度には中間評価を行います。

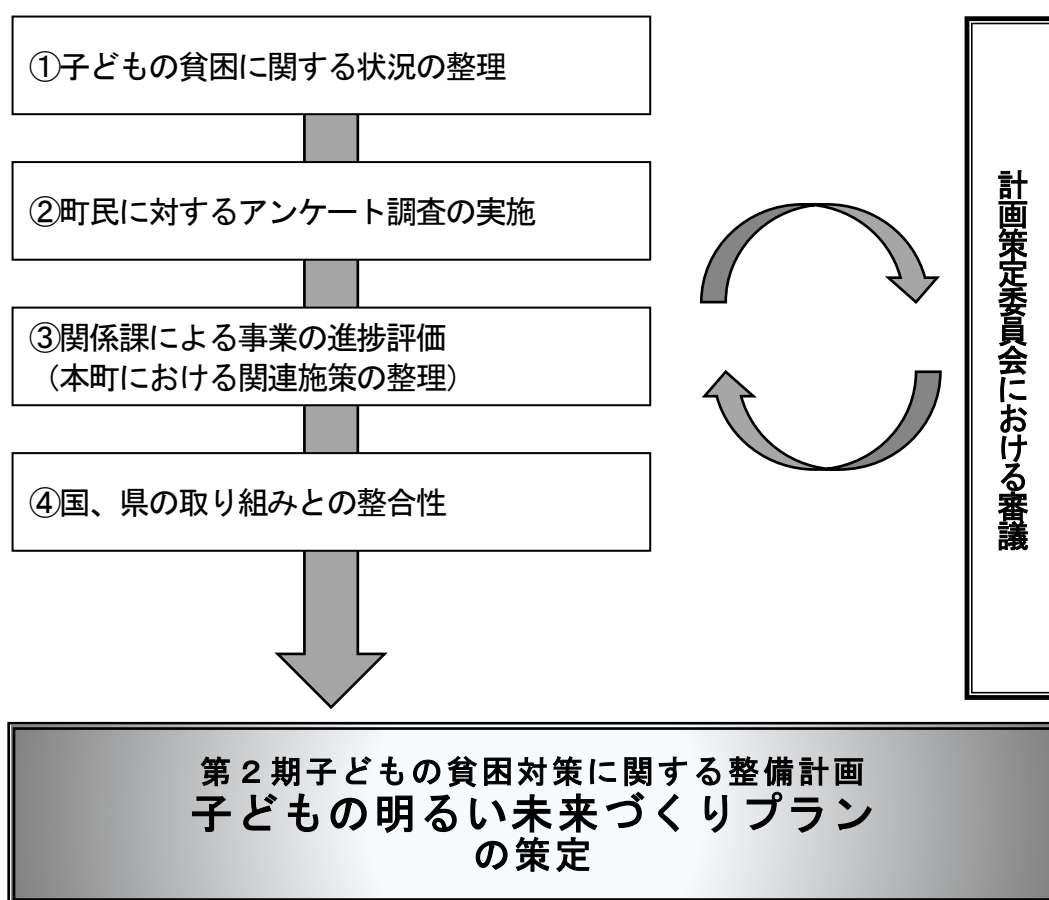


4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、町民に対するアンケート調査を実施するとともに、関係各課によるこれまでの進捗評価を踏まえ、本町における子どもの貧困対策の課題やポイントを明確にした上で、計画の策定を図りました。

また、国や秋田県の子どもの貧困対策に関する取り組みとの整合性を図るとともに、本町における関連する取り組みについて整理し、計画に反映しています。

計画内容については、計画策定委員会において審議し、調整を図った上で、計画策定を行っています。

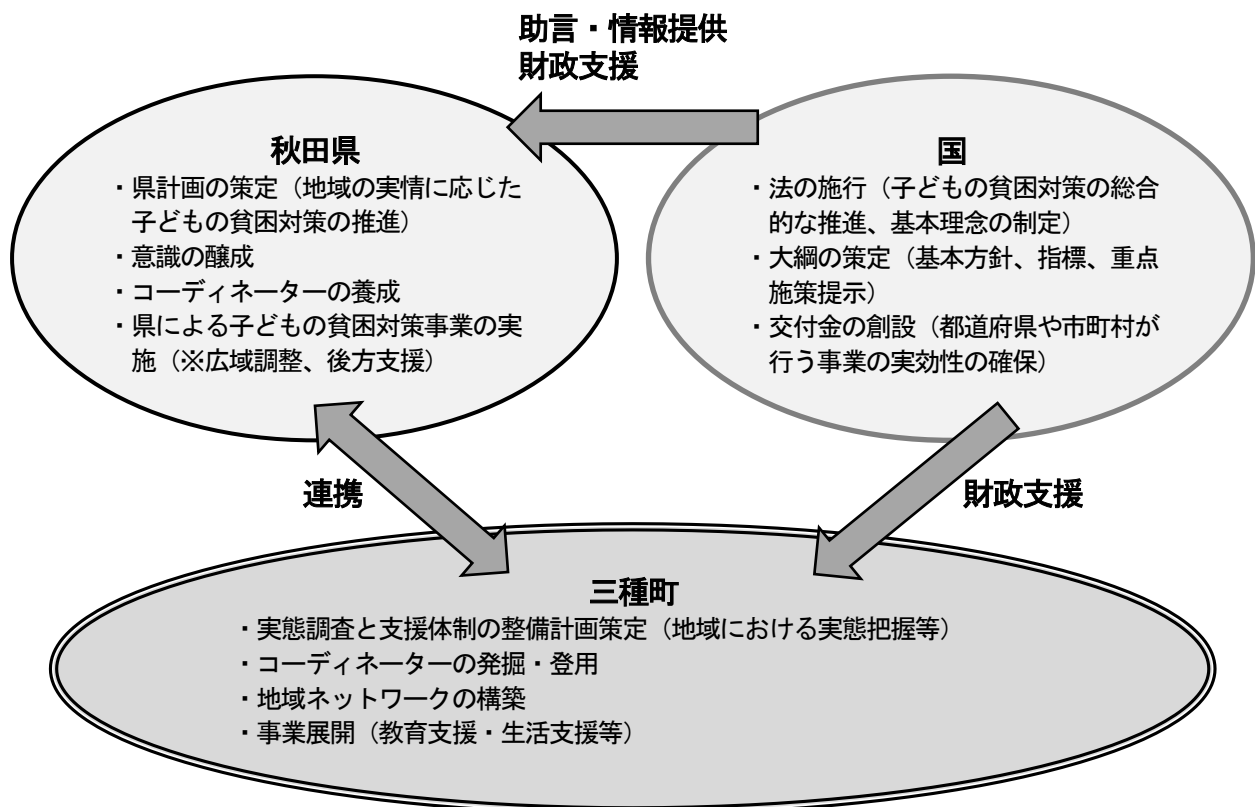


5 計画の役割分担

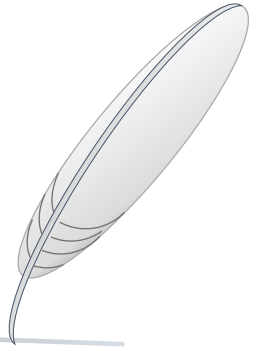
すべての子どもたちが夢と希望を持って成長することができる地域社会の実現を目指すためには、三種町だけではなく、国や秋田県との連携や、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域で活動する様々な関係団体など、様々な関係者が幅広く連携し、貧困や家庭環境の問題など多様な問題を抱えている子どもや家庭をいち早く把握し、適切な支援につなげていくことが重要となります。

三種町は困難な状況にある子どもや家庭にもっとも身近な立場にあるため、様々な関係者の間で、支援のための連携や調整を行い、実情に即した適切な支援を効果的に行っていくための中心的な役割を担っていきます。

<国、秋田県、三種町の役割分担>

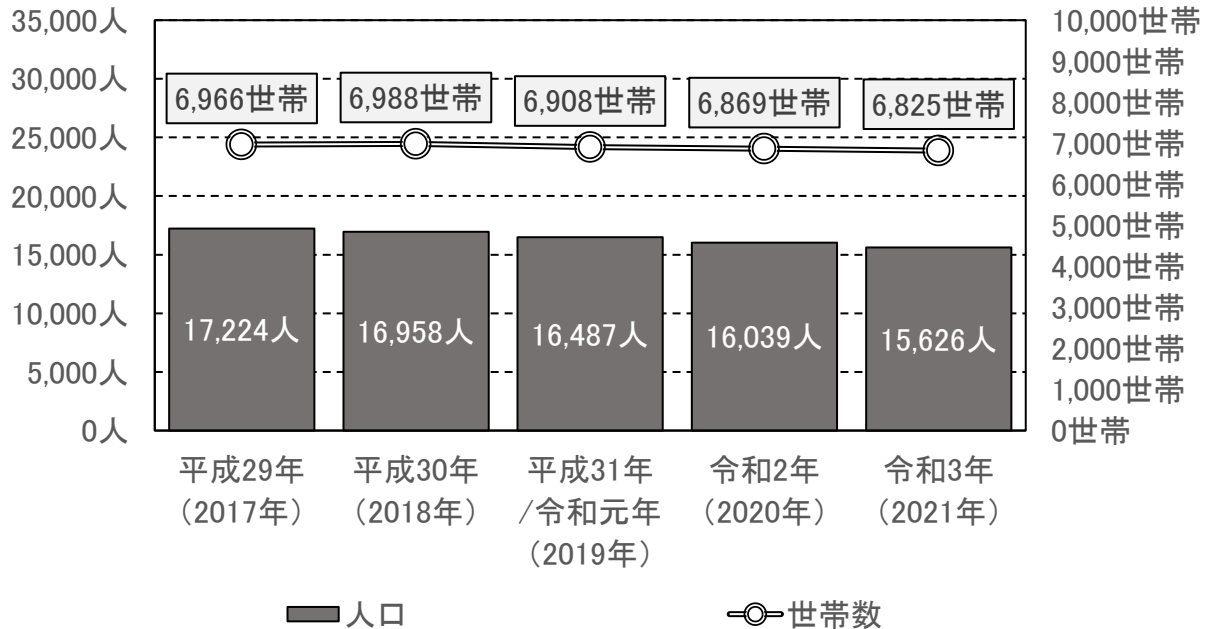


第2章 子どもを取り巻く状況



1 三種町の概況

(1) 人口、世帯の状況



資料:三種町統計データ、各年4月30日時点

平成29年からの人口と世帯数の推移をみると、ともに減少傾向となっています。

人口は平成29年の17,224人から令和3年には15,626人と、1,598人の減少となっており、世帯数は6,966世帯から141世帯減少して6,825世帯となっています。

世帯の減少よりも人口の減少傾向の方が大きいため、1世帯あたりの人員数もやや減少傾向となっています。

2. 子どもの教育に関わる状況

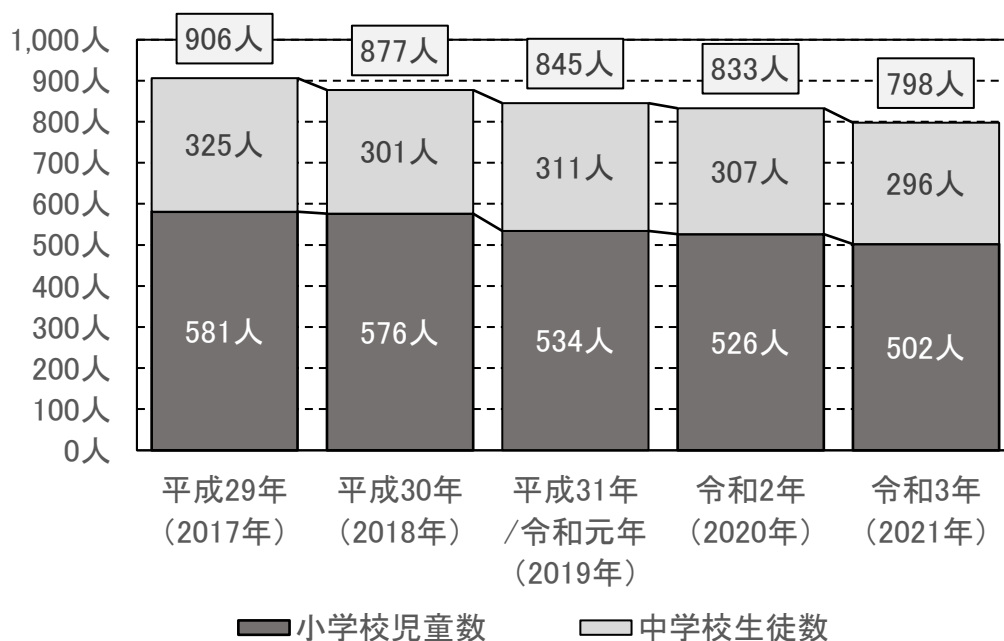
(1) 学校等の状況

	保育園	幼稚園	小学校	放課後 児童クラブ	中学校
琴丘	1園	0園	1校	1か所	1校
山本	2園	0園	3校	3か所	1校
八竜	3園	1園	2校	2か所	1校
合計	6園	1園	6校	6か所	3校

資料:三種町統計データ、令和3年4月1日時点

本町における教育・保育施設の設置状況は上記の通りとなっています。
琴丘、山本地域においては幼稚園の設置がない状況となっています。

(2) 児童・生徒数の推移



資料:三種町統計データ、各年5月1日時点

小学校児童数、中学校生徒数ともに減少傾向にあり、小学校児童数は平成 29 年の 581 人から令和 3 年には 502 人と、79 人の減少となっています。

中学校生徒数は、平成 29 年から 29 人減少し、令和 3 年には 296 人となっています。

(3) 保育園・幼稚園の事業内容

① 保育園の事業内容

	定員	受入年齢	開園時間	保育料	延長 保育時間	延長 保育料	一時預かり	一時預かり料金
琴丘	110名	0歳児から5歳児	7:00 ～ 19:00	無償化に伴い 3歳～5歳児無料 所得に応じて (2子以降無料)	18:00 ～ 19:00	無料	あり	3歳未満1日2,000円 3歳以上1日1,500円
森岳	110名	0歳児から5歳児	7:00 ～ 19:00	無償化に伴い 3歳～5歳児無料 所得に応じて (2子以降無料)	18:00 ～ 19:00	無料	あり	3歳未満1日2,000円 3歳以上1日1,500円
金岡	60名	0歳児から5歳児	7:30 ～ 18:00 (土曜12:30)	無償化に伴い 3歳～5歳児無料 所得に応じて (2子以降無料)	なし	なし	なし	なし
鶺川	65名	0歳児から5歳児	7:00 ～ 19:00	無償化に伴い 3歳～5歳児無料 所得に応じて (2子以降無料)	18:00 ～ 19:00	無料	あり	3歳未満1日2,000円 3歳以上1日1,500円 町外は+1,000円
浜口	55名	0歳児から5歳児	7:00 ～ 19:00	無償化に伴い 3歳～5歳児無料 所得に応じて (2子以降無料)	18:00 ～ 19:00	無料	あり	3歳未満1日2,000円 3歳以上1日1,500円 町外は+1,000円
小規模保育事業 A型 八竜保育園	12名	0歳児から2歳児	7:00 ～ 19:00	所得に応じて (2子以降無料)	18:00 ～ 19:00	無料	なし	なし

各保育園の事業内容は上記の通りとなっています。

② 幼稚園の事業内容

	定員	開園時間	料金	一時預かり (当園児のみ)
八竜	70名	7:00 ～ 19:00	無償化により利用料無料 バス利用の場合は2,500円	平日早朝 7:30～8:30 午後 14:00～19:00 土曜 7:30～19:00

幼稚園の事業内容は上記の通りとなっています。

(4) 小中学校の給食費

	2~4月	3月
第1子	2000円	調整額
第2子	2000円	調整額
第3子	無料	無料

小中学校の給食費については上記の通りとなっています。

(5) 学童保育クラブの事業内容

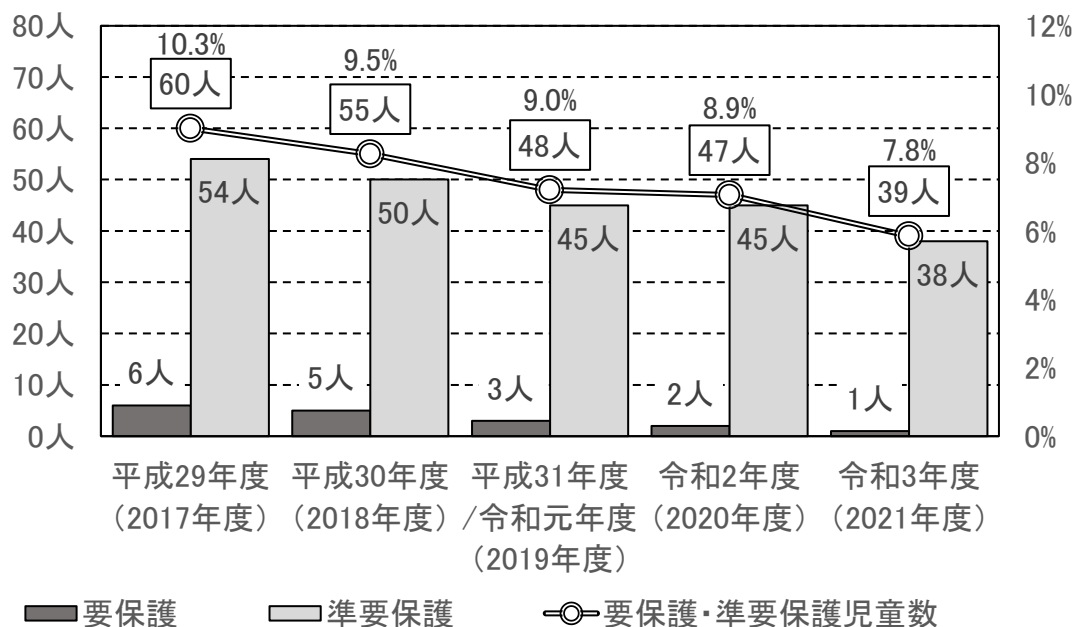
	対象学年	開館時間	料金
ひまわりっこクラブ	1~6年生	平日 14:00~19:00 土曜 7:30~19:00 長期休み 7:30~19:00	月額500円
森岳児童クラブ	1~6年生	平日 14:00~19:00 土曜 7:30~19:00 長期休み 7:30~19:00	月額500円
下岩川児童クラブ	1~6年生	平日 14:00~19:00 土曜 7:30~19:00 長期休み 7:30~19:00	月額500円
金岡児童クラブ	1~6年生	平日 14:00~19:00 土曜 7:30~19:00 長期休み 7:30~19:00	月額500円
湖北児童クラブ	1~6年生	平日 14:00~19:00 土曜 7:30~19:00 長期休み 7:30~19:00	月額500円
浜口児童クラブ	1~6年生	平日 14:00~19:00 土曜 7:30~19:00 長期休み 7:30~19:00	月額500円

各学童保育クラブの事業内容は上記の通りとなっています。

3 子どもたちへの就学支援の状況

(1) 要保護・準要保護児童生徒数の推移

① 小学校における要保護・準要保護児童数の推移



資料:三種町統計データ、各年度計

※令和3年度については8月1日現在のデータ

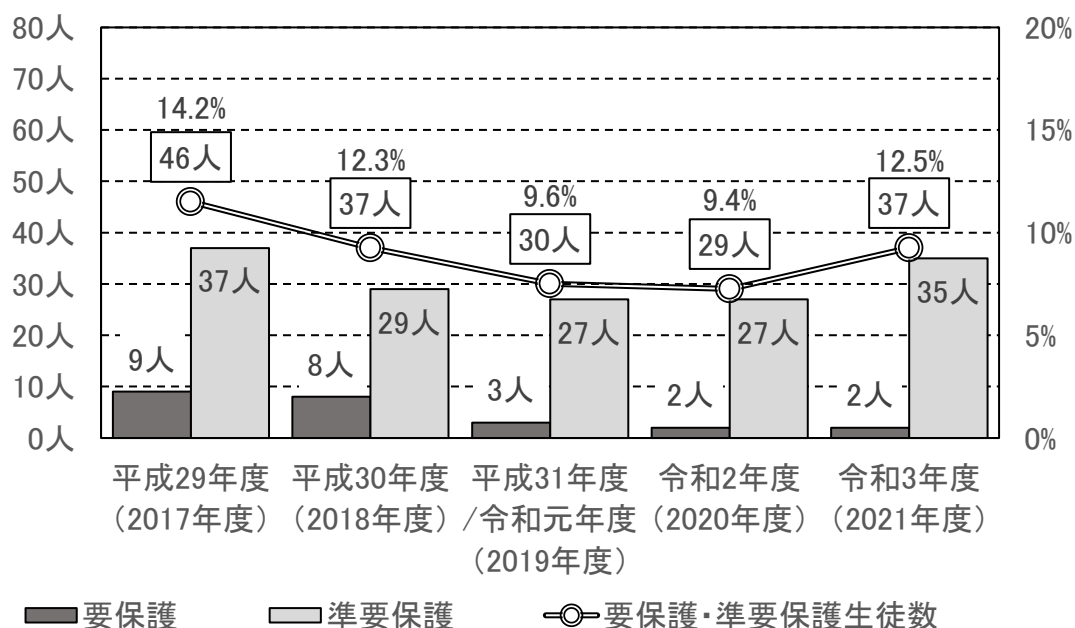
※%は児童総数に対する要保護・準要保護児童数の割合

小学校における要保護・準要保護児童数は減少傾向にあり、要保護・準要保護をあわせた総数は、平成29年度の60人から令和3年度には39人と、21人の減少となっており、児童総数に占める要保護・準要保護児童数の割合も令和3年度には7.8%まで低下しています。

要保護児童数は平成29年度の6人から毎年度1～2人程度減少し、令和3年度には1人となっています。

準要保護児童数は要保護児童よりも多く、平成29年度は54人となっていますが、年々減少し、令和3年度には38人となっています。

②中学校における要保護・準要保護生徒数の推移



資料:三種町統計データ、各年度計

※令和3年度については8月1日現在のデータ

※%は生徒総数に対する要保護・準要保護生徒数の割合

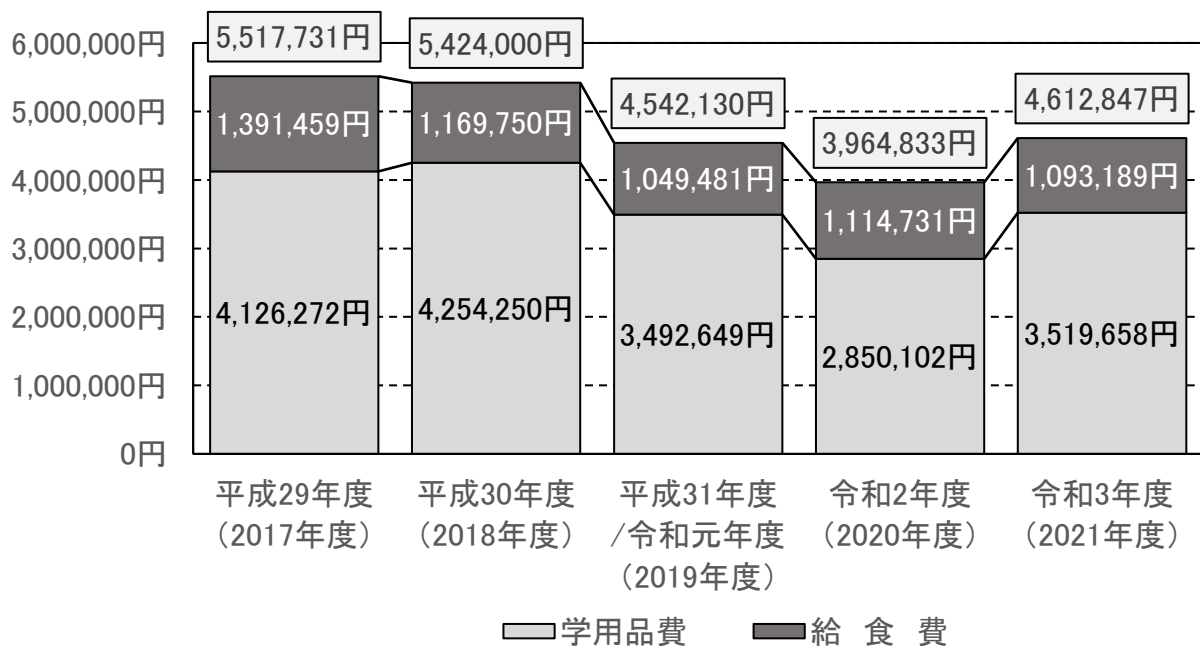
中学校における要保護・準要保護をあわせた総数は令和2年度まで減少傾向にありましたが、令和3年度には増加に転じ、37人となっています。生徒総数に占める要保護・準要保護生徒数の割合も令和3年度には12.5%と再び1割以上を占めています。

要保護生徒数は平成29年度の9人から減少し、令和2年度からは2人となっています。

準要保護生徒数は要保護生徒よりも多く、平成29年度は37人となっています。令和2年度にかけて減少していましたが、令和3年度には再び増加に転じ35人となっています。

(2) 就学援助費の推移

1) 小学校・中学校における就学援助費総額の推移



資料:三種町統計データ、各年度計

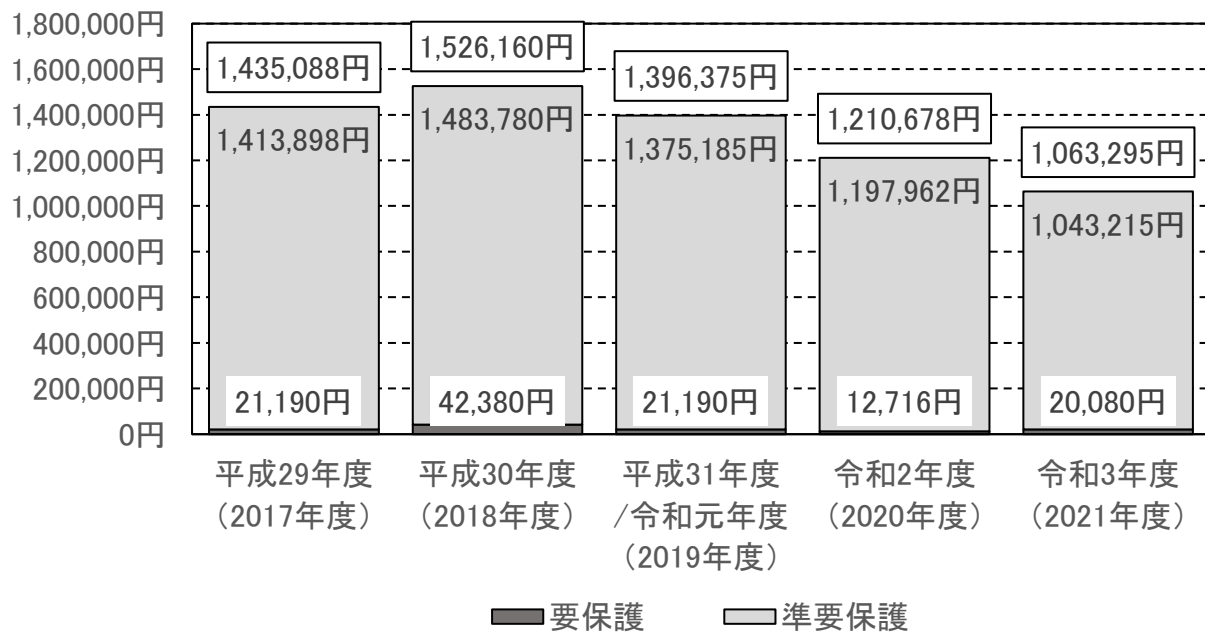
※令和3年度については8月1日現在のデータ

小学校・中学校における就学援助費総額の推移をみると、令和2年度にかけて減少傾向にありましたが、令和3年度には増加に転じ、4,612,847円となっています。

各年度、給食費よりも学用品費の方が多く、総額の7割以上を占めています。給食費、学用品費ともに年度により細かく増減はあるものの、どちらも全般的には減少傾向となっており、令和3年度は平成29年度の8～8.5割前後の水準に減少しています。

2) 学用品費の内訳

①小学校における学用品費の内訳



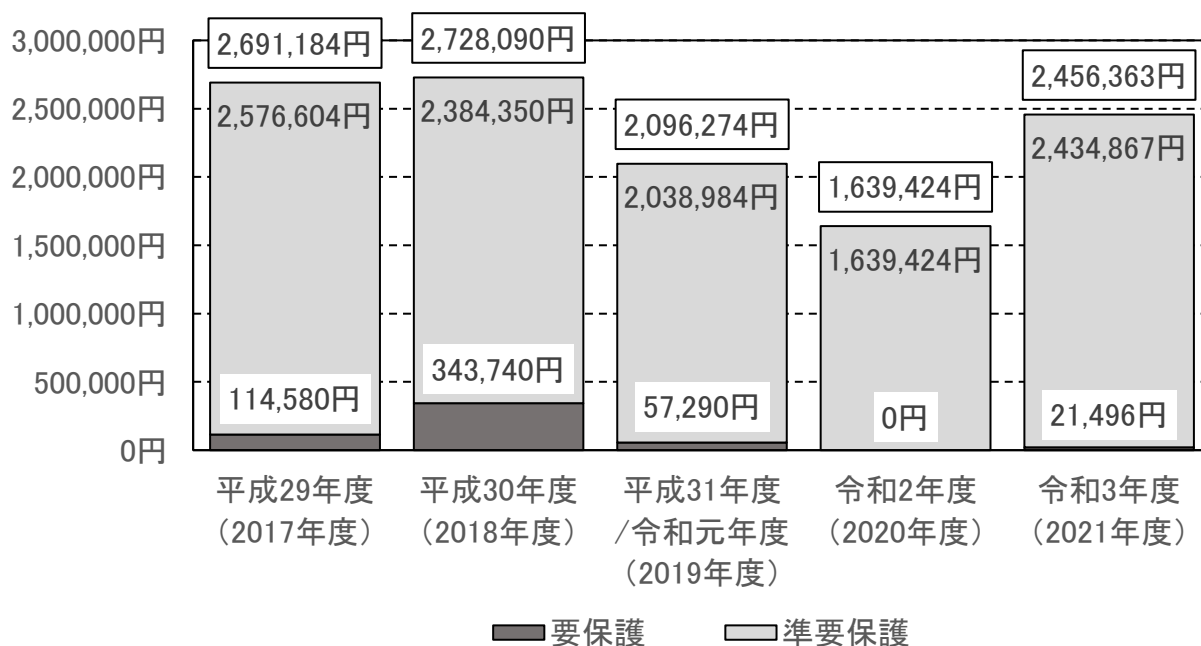
資料:三種町統計データ、各年度計

※令和3年度については8月1日現在のデータ

小学校における学用品費の推移をみると、平成30年度の1,526,160円をピークに減少傾向となっており、令和3年度には1,063,295円と、371,793円の減少となっています。

内訳をみると、各年度準要保護児童の利用が大半を占め、要保護児童の利用はわずかとなっています。(令和3年度の要保護児童の利用は20,080円)

②中学校における学用品費の内訳



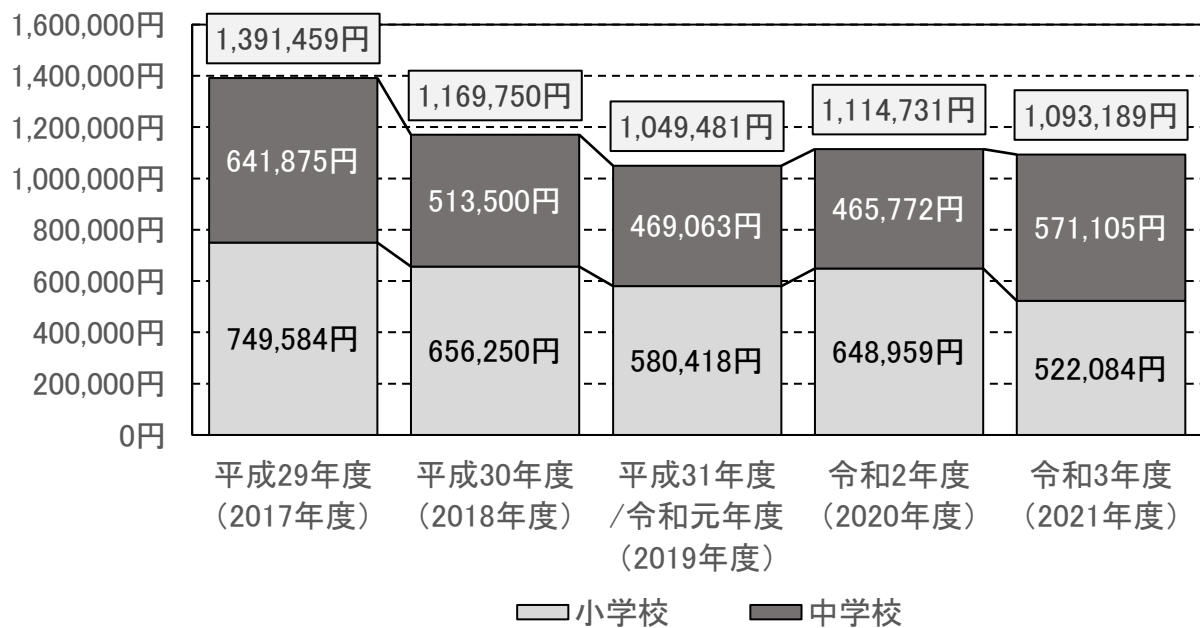
資料:三種町統計データ、各年度計

※令和3年度については8月1日現在のデータ

中学校における学用品費の推移をみると、令和2年度にかけて減少傾向にありましたが、令和3年度に増加に転じ、2,456,363円となっています。

内訳をみると、要保護生徒の利用は平成30年度に343,740円まで増加しましたが、令和3年度には21,496円まで減少しています。準要保護生徒の利用は各年度学用品費の大半を占めており、総額と同様に、令和2年度にかけて減少したものの、令和3年度に増加に転じて2,434,867円となっています。

3) 給食費の内訳



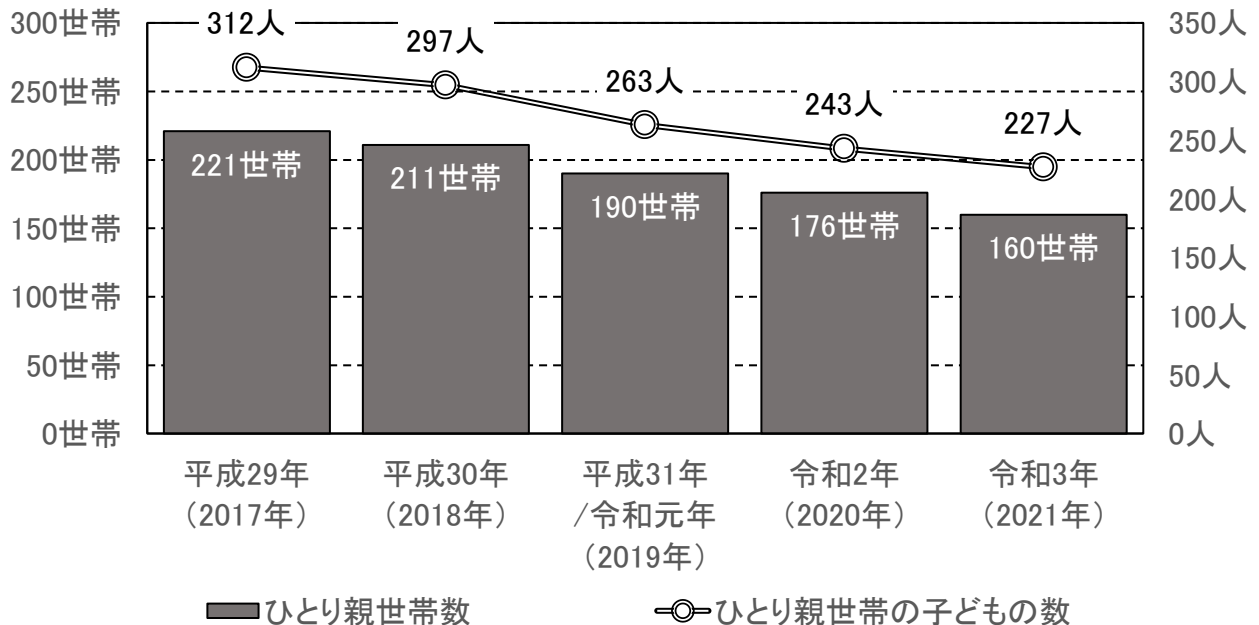
資料:三種町統計データ、各年度計
 ※令和3年度については8月1日現在のデータ

給食費をみると、平成30年度にかけていったん減少してからはほぼ横ばいに推移しており、令和3年度は1,093,189円となっています。
 小学校と中学校の内訳をみると、各年度小学校の占める割合の方が若干高くなっていましたが、令和3年度には中学校の方が小学校よりもやや高い額となっています。

4 ひとり親家庭の状況

(1) ひとり親家庭の世帯数及び子どもの数

①ひとり親世帯数及び子どもの数の推移



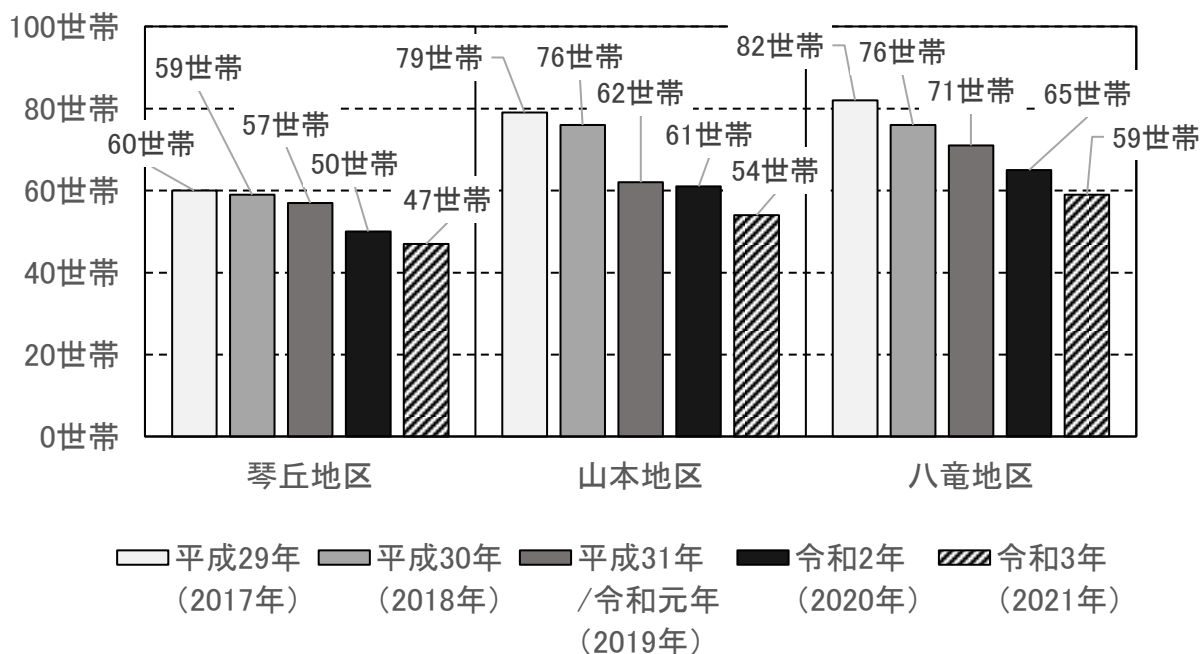
資料:三種町統計データ、各年8月1日時点

ひとり親世帯数は減少傾向にあり、令和3年には160世帯と、平成29年に比べて61世帯の減少となっています。

ひとり親世帯の減少に伴い、ひとり親世帯の子どもの数も減少しており、平成29年の312人から令和3年には227人と、85人の減少となっています。

ひとり親世帯とその子どもの数はともに減少しており、1世帯あたりの子どもの数は1.4人前後でほぼ一定となっています。

②地区別にみたひとり親世帯数の推移

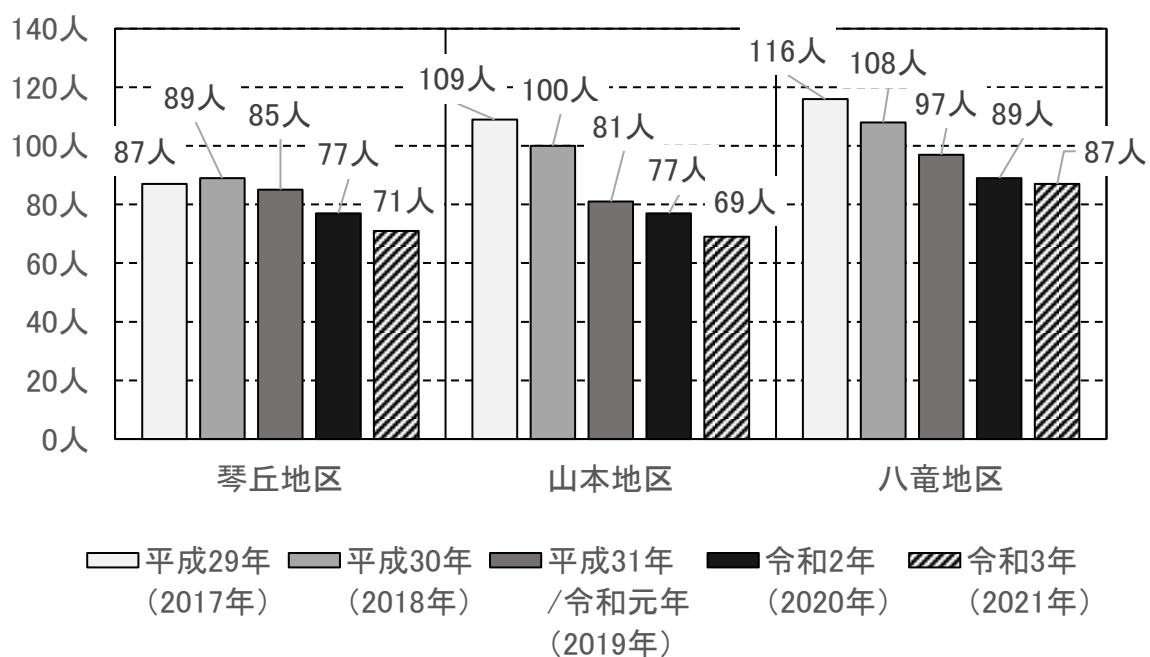


資料:三種町統計データ、各年8月1日時点

地区別にひとり親世帯数の推移をみると、各地区とも減少傾向となっており、平成29年に比べて令和3年には、山本地区、八竜地区では7割前後に、琴丘地区では8割程度の水準まで減少しています。

3地区の中では八竜地区でひとり親世帯数がやや多くなっています。

③地区別にみたひとり親世帯の子どもの数の推移



資料:三種町統計データ、各年8月1日時点

地区別にひとり親世帯の子どもの数の推移をみると、各地区とも減少傾向となっており、平成29年に比べた令和3年の水準は、琴丘地区で8割程度、八竜地区で7.5割程度、山本地区で約6割まで減少しています。

3地区の中では八竜地区でひとり親世帯の子どもの数が多くなっています。

(2) ひとり親家庭の就業形態

		就労している者								無職	計
		自営業主	常用雇用者	臨時雇用者	日雇用者	パート	内職者	その他就労者			
八竜	父子家庭	12人	1人	11人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	12人
	母子家庭	50人	3人	21人	0人	0人	26人	0人	0人	3人	53人
山本	父子家庭	12人	0人	12人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	13人
	母子家庭	46人	1人	32人	4人	0人	9人	0人	0人	2人	48人
琴丘	父子家庭	6人	1人	4人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	6人
	母子家庭	41人	1人	32人	1人	0人	7人	0人	0人	3人	44人
全体	父子家庭計	30人	2人	27人	0人	0人	0人	0人	1人	1人	31人
		96.8%	6.5%	87.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%	3.2%	100.0%
	母子家庭計	137人	5人	85人	5人	0人	42人	0人	0人	8人	145人
		94.5%	3.4%	58.6%	3.4%	0.0%	29.0%	0.0%	0.0%	5.5%	100.0%
	ひとり親家庭計	167人	7人	112人	5人	0人	42人	0人	1人	9人	176人
		94.9%	4.0%	63.6%	2.8%	0.0%	23.9%	0.0%	0.6%	5.1%	100.0%

資料:三種町統計データ、令和2年度

ひとり親家庭の就業形態についてみると、就労している者の割合は父子家庭で 96.8%、母子家庭で 94.5%とともに9割を超えていますが、内訳をみると、父子家庭では 87.1%が常用雇用者であるのに対して、母子家庭では常用雇用者は 58.6%にとどまり、29.0%はパートとなっています。

(3) ひとり親家庭の収入の状況

		0円	50万円 未満	50万円 以上 75万円 未満	75万円 以上 100万円 未満	100万円 以上 125万円 未満	125万円 以上 180万円 未満	180万円 以上 240万円 未満	240万円 以上 300万円 未満	300万円 以上	不明	計
八竜	父子家庭	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯	2世帯	1世帯	2世帯	7世帯	0世帯	12世帯
	母子家庭	2世帯	2世帯	2世帯	4世帯	9世帯	14世帯	8世帯	5世帯	6世帯	1世帯	53世帯
山本	父子家庭	0世帯	1世帯	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯	5世帯	7世帯	0世帯	13世帯
	母子家庭	3世帯	1世帯	1世帯	1世帯	0世帯	8世帯	16世帯	7世帯	11世帯	0世帯	48世帯
琴丘	父子家庭	0世帯	1世帯	1世帯	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯	2世帯	2世帯	0世帯	6世帯
	母子家庭	3世帯	1世帯	2世帯	3世帯	1世帯	5世帯	4世帯	8世帯	17世帯	0世帯	44世帯
全体	父子家庭計	0世帯	2世帯	1世帯	0世帯	0世帯	2世帯	1世帯	9世帯	16世帯	0世帯	31世帯
		0.0%	6.5%	3.2%	0.0%	0.0%	6.5%	3.2%	29.0%	51.6%	0.0%	100.0%
	母子家庭計	8世帯	4世帯	5世帯	8世帯	10世帯	27世帯	28世帯	20世帯	34世帯	1世帯	145世帯
		5.5%	2.8%	3.4%	5.5%	6.9%	18.6%	19.3%	13.8%	23.4%	0.7%	100.0%
	ひとり親家庭計	8世帯	6世帯	6世帯	8世帯	10世帯	29世帯	29世帯	29世帯	50世帯	1世帯	176世帯
		4.5%	3.4%	3.4%	4.5%	5.7%	16.5%	16.5%	16.5%	28.4%	0.6%	100.0%

資料:三種町統計データ、令和2年度

ひとり親家庭の収入の状況についてみると、父子家庭では 51.6%が 300 万円以上であるのに対して、母子家庭では 300 万円以上は 23.4%となっています。

125 万円未満の世帯は父子家庭では 9.7%であるのに対して、母子家庭では 24.1%となっており、父子家庭に比べて母子家庭の収入が低い状況がうかがえます。

5 町民アンケート調査結果のポイント

(1) 調査の概要

1) 調査の実施状況

○調査期間

令和3年9月1日～9月15日

○調査方法

郵送による配布・回収

○回収状況

調査対象：0～18歳までの子どもを持つ世帯

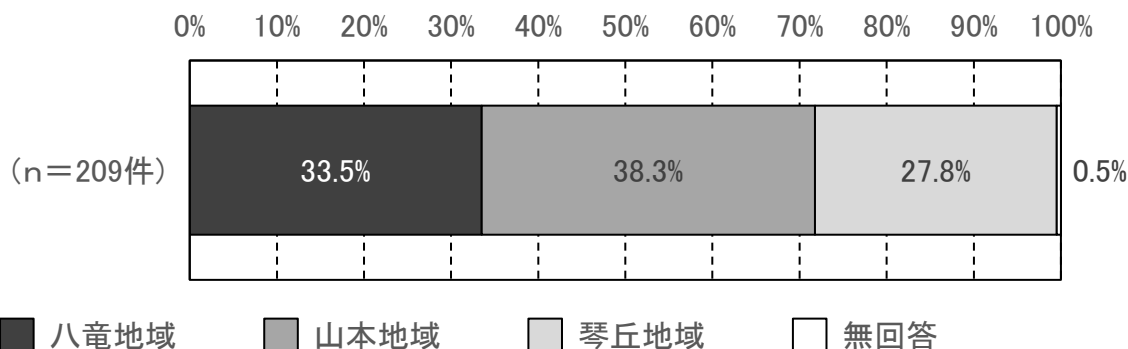
配布数：500票

回収票：209票

回収率：41.8%

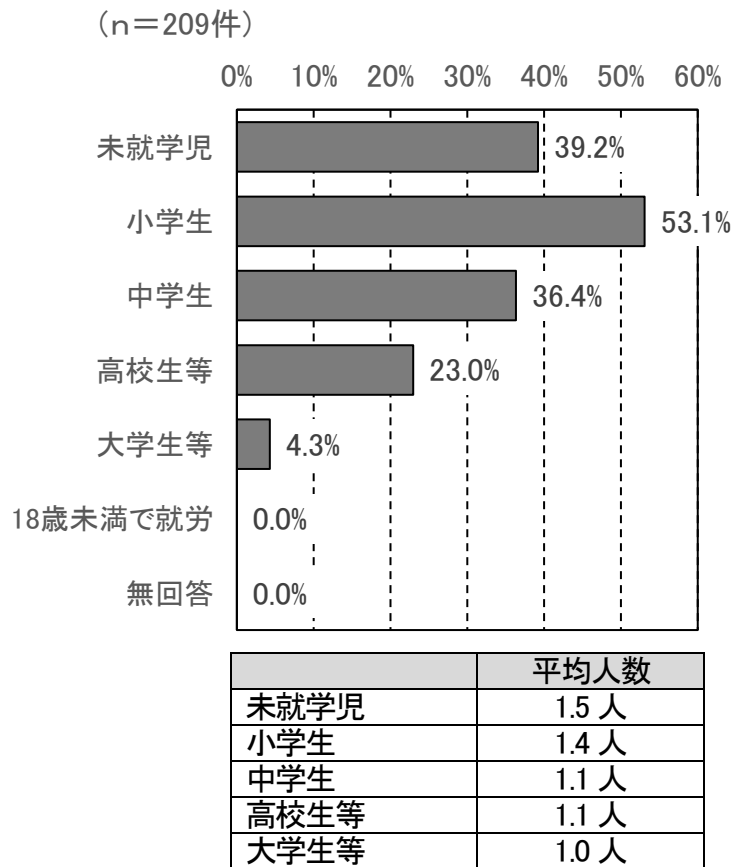
○回答世帯の基本属性

<居住地域>



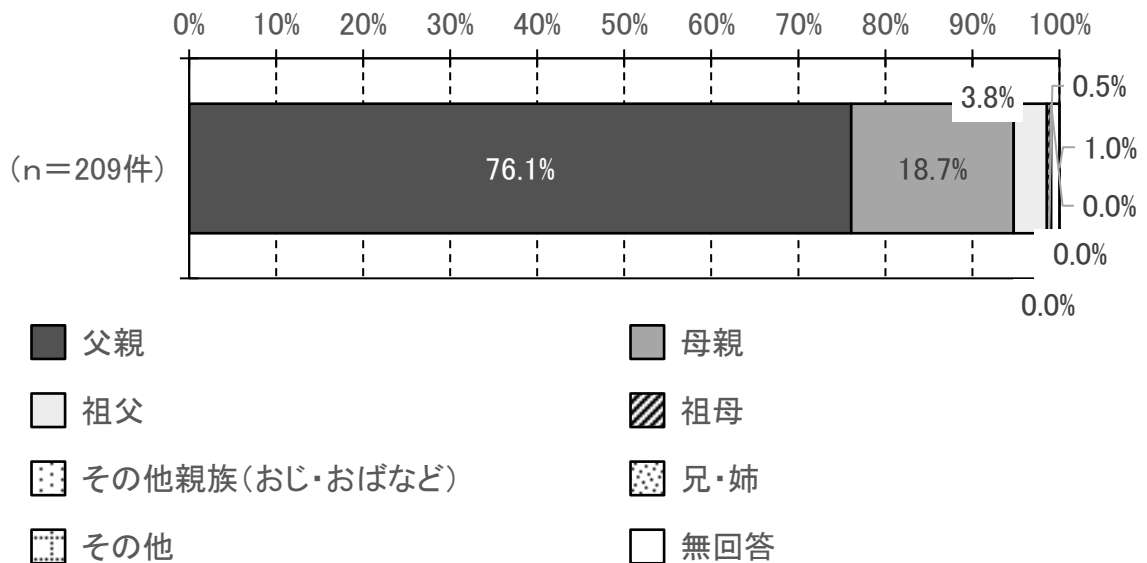
回答者の居住地域は、「八竜地域」が33.5%、「山本地域」が38.3%、「琴丘地域」が27.8%となっています。

<子どもの構成>



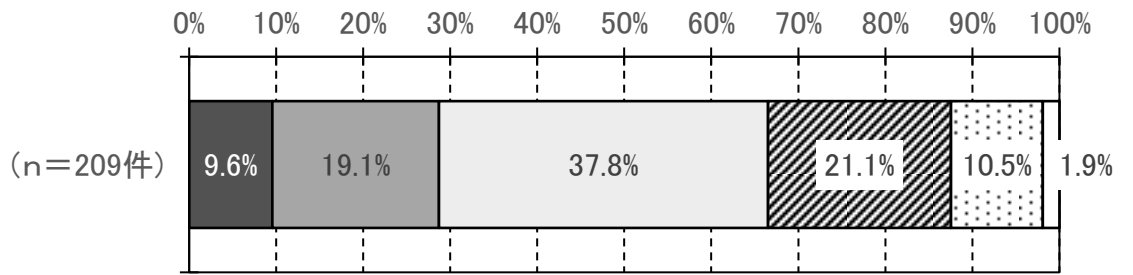
回答のあった世帯の子どもの構成をみると、「小学生」のいる世帯が 53.1% と半数以上を占め、「未就学児」のいる世帯も 39.2% となっています。

<生計維持者>

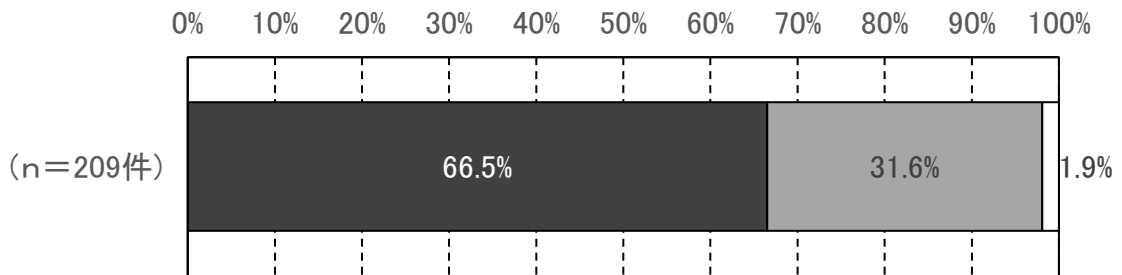


家計を支えているのは「父親」が 76.1% でもっとも多くなっています。

<世帯収入>



- 150万円未満 ■ 150万円～300万円未満 ■ 300万円～500万円未満
- ▨ 500万円～700万円未満 ▤ 700万円以上 □ 無回答



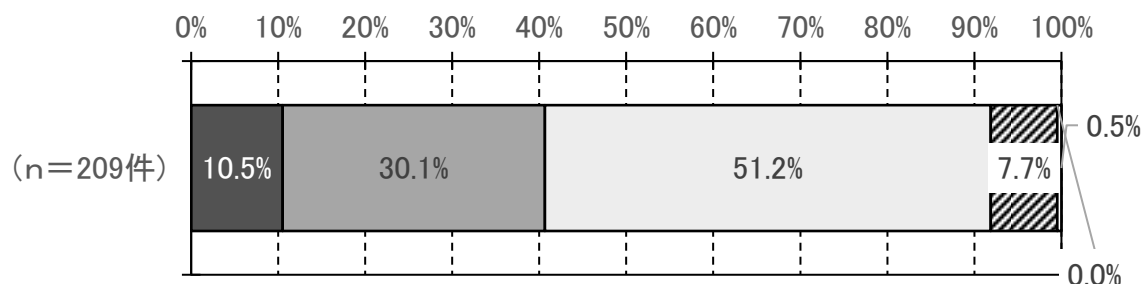
- 500万円未満 ■ 500万円以上 □ 無回答

世帯の年間収入は「300万円～500万円未満」が37.8%でもっとも多く、「150万円～300万円未満」も19.1%と約2割を占めており、「500万円未満」はあわせると66.5%となっています。

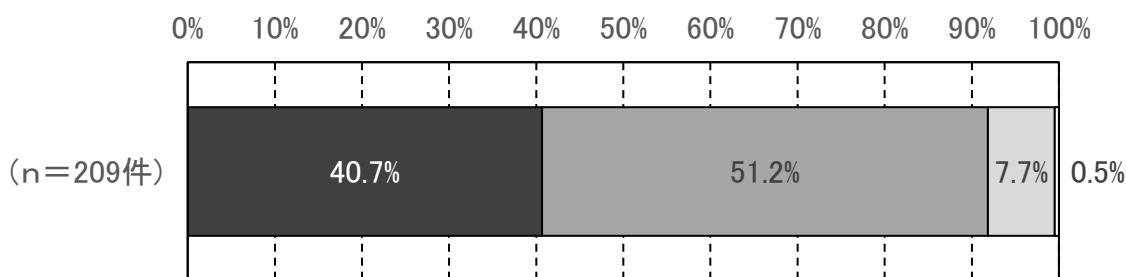
(2) 調査結果のポイント

1) 現在の暮らし向き

<暮らしのゆとり>



■ 大変苦しい ■ やや苦しい □ 普通
▨ ややゆとりがある ▨ 大変ゆとりがある □ 無回答



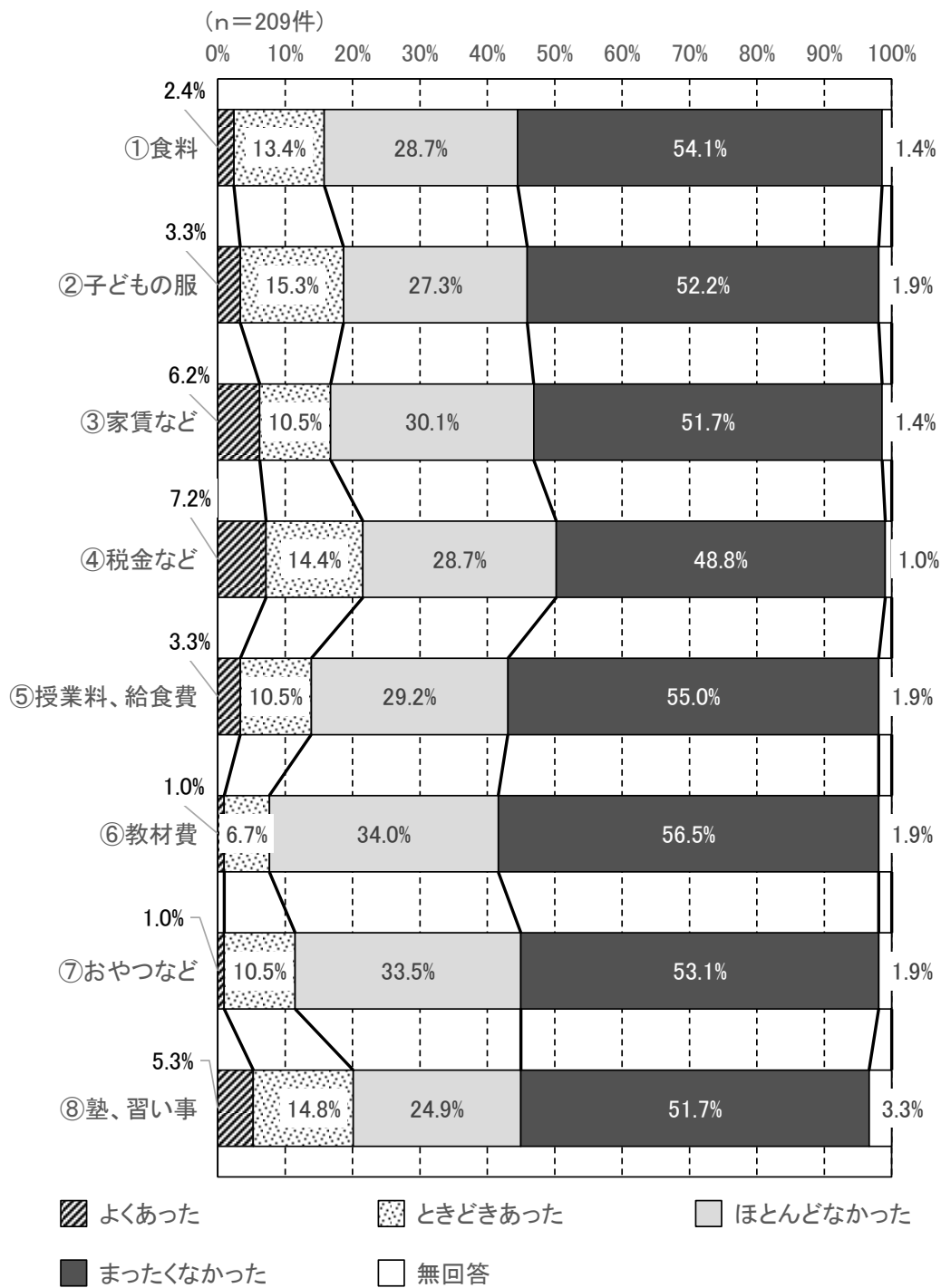
■ 苦しい ■ 普通 □ ゆとりがある □ 無回答

現在の暮らしのゆとりについては、「普通」が 51.2%と半数を占めています。

「やや苦しい」は 30.1%と 3 割を占め、「大変苦しい」(10.5%)とあわせると、「苦しい」という回答が 40.7%となっています。

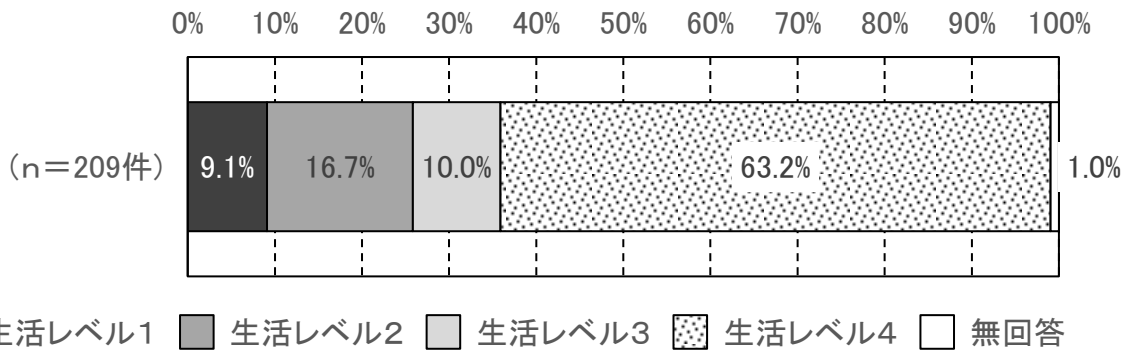
一方、「大変ゆとりがある」という回答はなく、「ややゆとりがある」という回答も 7.7%となっています。

<経済的な困窮経験>



①～⑧の場面ごとに、この1年間にお金が足りなくて困ったことがあったかどうかについて聞いたところ、「よくあった」、「ときどきあった」をあわせた困ったことがあるという回答の割合は、④税金などの支払いに困ること(21.5%)、⑧塾、習い事(20.1%)などで2割を超えています。

<生活レベル>



①～⑧の場面ごとに、この1年間にお金が足りなくて困ったことがあったかどうかについて、回答内容によって以下のように経済的な生活レベルを整理しました。

生活レベル1: 衣食住に関わる①②③は「よくあった」、「ときどきあった」のみに回答。

④～⑧の項目には「よくあった」「ときどきあった」「ほとんどなかった」「まったくなかった」といういずれの回答も含まれる。

生活レベル2: 衣食住に関わる①②③のいずれかに「よくあった」、「ときどきあった」と回答。

④～⑧の項目には「よくあった」「ときどきあった」「ほとんどなかった」「まったくなかった」といういずれの回答も含まれる。

生活レベル3: 衣食住に関わる①②③は、「ほとんどなかった」、「まったくなかった」のみに回答。

④～⑧の項目には「よくあった」「ときどきあった」「ほとんどなかった」「まったくなかった」といういずれの回答も含まれる。

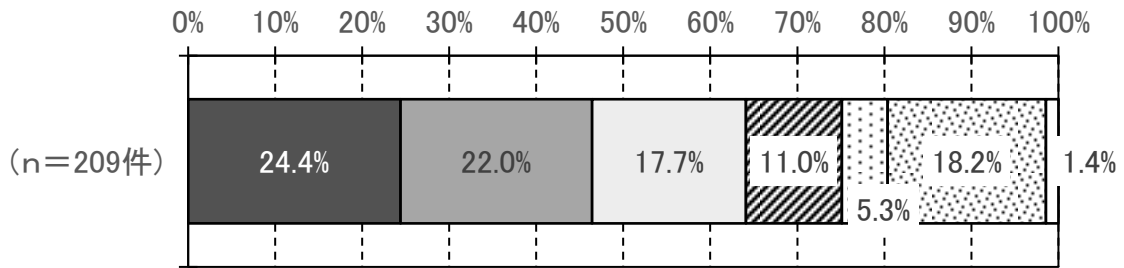
生活レベル4: ①～⑧のすべての項目の回答において、「ほとんどなかった」「まったくなかった」とだけ回答。

すべての項目において「困ることがなかった」（「ほとんどなかった」「まったくなかった」）という「生活レベル4」が63.2%と6割以上を占め、少なくとも①②③の衣食住に関わる3項目については、「困ることがなかった」という「生活レベル3」の10.0%とあわせると、回答世帯の7割以上は衣食住に関しては困ることがなかったとしています。

一方で、①②③の衣食住に関わる3項目についてすべてにおいて「困ることがあった」という「生活レベル1」は9.1%、衣食住に関する項目のいずれかで「困ることがあった」という「生活レベル2」は16.7%で、あわせると衣食住に関して困ることがあったという回答は2割以上を占めています。

2) 子どもの教育・生活にかかる費用

＜子どもの教育にかかる費用＞



- 10万円未満
- 10万円～20万円未満
- 20万円～30万円未満
- 30万円～40万円未満
- 40万円～50万円未満
- 50万円以上
- 無回答

子どもの教育にかかる費用は「10万円未満」（24.4%）と「10万円～20万円未満」（22.0%）が多くなっており、全体では30万円未満が64.1%と6割以上を占めています。

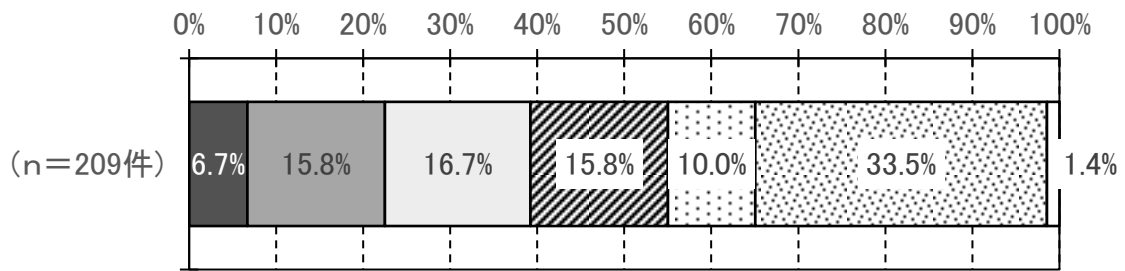
一方、「50万円以上」も18.2%を占めています。

		n	10万円未満	10万円～20万円未満	20万円～30万円未満	30万円～40万円未満	40万円～50万円未満	50万円以上	無回答
全体		100.0% 209件	24.4% 51件	22.0% 46件	17.7% 37件	11.0% 23件	5.3% 11件	18.2% 38件	1.4% 3件
世帯にいる子どもの状況	未就学児	100.0% 82件	45.1% 37件	23.2% 19件	15.9% 13件	4.9% 4件	2.4% 2件	7.3% 6件	1.2% 1件
	小学生	100.0% 111件	21.6% 24件	29.7% 33件	21.6% 24件	11.7% 13件	4.5% 5件	9.0% 10件	1.8% 2件
	中学生	100.0% 76件	10.5% 8件	11.8% 9件	19.7% 15件	15.8% 12件	9.2% 7件	31.6% 24件	1.3% 1件
	高校生等	100.0% 48件	6.3% 3件	10.4% 5件	16.7% 8件	16.7% 8件	10.4% 5件	37.5% 18件	2.1% 1件
	大学生等	100.0% 9件	0.0% 0件	11.1% 1件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	88.9% 8件	0.0% 0件
	18歳未満で就労	100.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件
世帯年収(年間)	150万円未満	100.0% 20件	35.0% 7件	30.0% 6件	5.0% 1件	10.0% 2件	5.0% 1件	10.0% 2件	5.0% 1件
	150万円～300万円未満	100.0% 40件	30.0% 12件	22.5% 9件	22.5% 9件	10.0% 4件	5.0% 2件	10.0% 4件	0.0% 0件
	300万円～500万円未満	100.0% 79件	22.8% 18件	20.3% 16件	20.3% 16件	12.7% 10件	5.1% 4件	16.5% 13件	2.5% 2件
	500万円～700万円未満	100.0% 44件	22.7% 10件	13.6% 6件	25.0% 11件	11.4% 5件	4.5% 2件	22.7% 10件	0.0% 0件
	700万円以上	100.0% 22件	13.6% 3件	31.8% 7件	0.0% 0件	9.1% 2件	9.1% 2件	36.4% 8件	0.0% 0件

子どもの教育にかかる費用について属性別にみると、小学生以下の子どもがいる世帯では教育費の額は少なくなっています。一方、「中学生」、「高校生等」では「50万円以上」が3割を占め、「大学生等」では「50万円以上」が88.9%と、子どもの年齢が上がるにつれて教育費は上昇し、特に大学生等になると高額となっています。

世帯年収別では「700万円以上」の世帯では子どもの教育費が「50万円以上」という回答の割合が36.4%で、700万円未満の世帯よりも回答割合が高くなっています。

＜子どもの生活にかかる費用＞



- 10万円未満
- 10万円～20万円未満
- 20万円～30万円未満
- 30万円～40万円未満
- 40万円～50万円未満
- 50万円以上
- 無回答

教育費を除いてその他の子どもの生活にかかる費用についてみると、「50万円以上」が33.5%でもっとも多くなっています。

全体では30万円未満も39.2%と約4割を占めています。

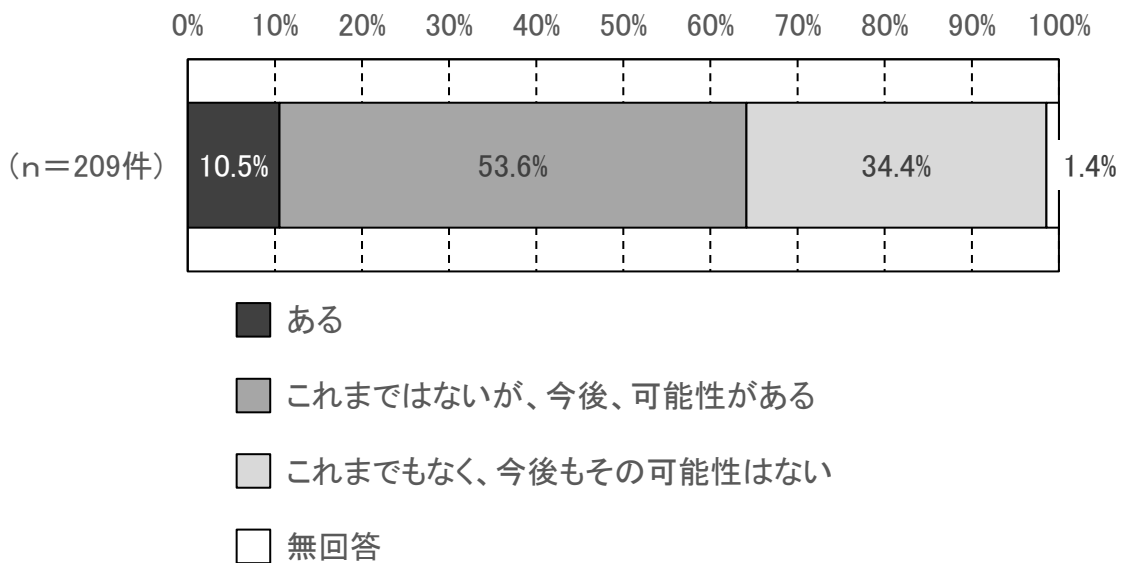
		n	10万円未満	10万円～20万円未満	20万円～30万円未満	30万円～40万円未満	40万円～50万円未満	50万円以上	無回答
全体		100.0% 209件	6.7% 14件	15.8% 33件	16.7% 35件	15.8% 33件	10.0% 21件	33.5% 70件	1.4% 3件
世帯にいる子どもの状況	未就学児	100.0% 82件	8.5% 7件	22.0% 18件	17.1% 14件	9.8% 8件	12.2% 10件	28.0% 23件	2.4% 2件
	小学生	100.0% 111件	5.4% 6件	20.7% 23件	18.9% 21件	16.2% 18件	10.8% 12件	26.1% 29件	1.8% 2件
	中学生	100.0% 76件	3.9% 3件	13.2% 10件	15.8% 12件	13.2% 10件	11.8% 9件	42.1% 32件	0.0% 0件
	高校生等	100.0% 48件	4.2% 2件	6.3% 3件	6.3% 3件	22.9% 11件	8.3% 4件	50.0% 24件	2.1% 1件
	大学生等	100.0% 9件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	11.1% 1件	0.0% 0件	88.9% 8件	0.0% 0件
	18歳未満で就労	100.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件
	世帯収入(年間)	150万円未満	100.0% 20件	10.0% 2件	25.0% 5件	15.0% 3件	10.0% 2件	10.0% 2件	25.0% 5件
	150万円～300万円未満	100.0% 40件	5.0% 2件	15.0% 6件	27.5% 11件	17.5% 7件	10.0% 4件	25.0% 10件	0.0% 0件
	300万円～500万円未満	100.0% 79件	6.3% 5件	17.7% 14件	15.2% 12件	21.5% 17件	8.9% 7件	29.1% 23件	1.3% 1件
	500万円～700万円未満	100.0% 44件	4.5% 2件	9.1% 4件	13.6% 6件	11.4% 5件	18.2% 8件	43.2% 19件	0.0% 0件
	700万円以上	100.0% 22件	9.1% 2件	18.2% 4件	13.6% 3件	4.5% 1件	0.0% 0件	54.5% 12件	0.0% 0件

子どもにかかる生活費について属性別にみると、「大学生等」では「50万円以上」が88.9%と9割近くを占め、子どもの年齢が上がるにつれて生活費は上昇し、特に大学生等になると高額となっています。

世帯収入別にみると、「50万円以上」という回答は年収が上昇するにつれて割合が高まっており、「700万円以上」では54.5%と半数以上を占めています。

3) 子どもの進学に対する不安

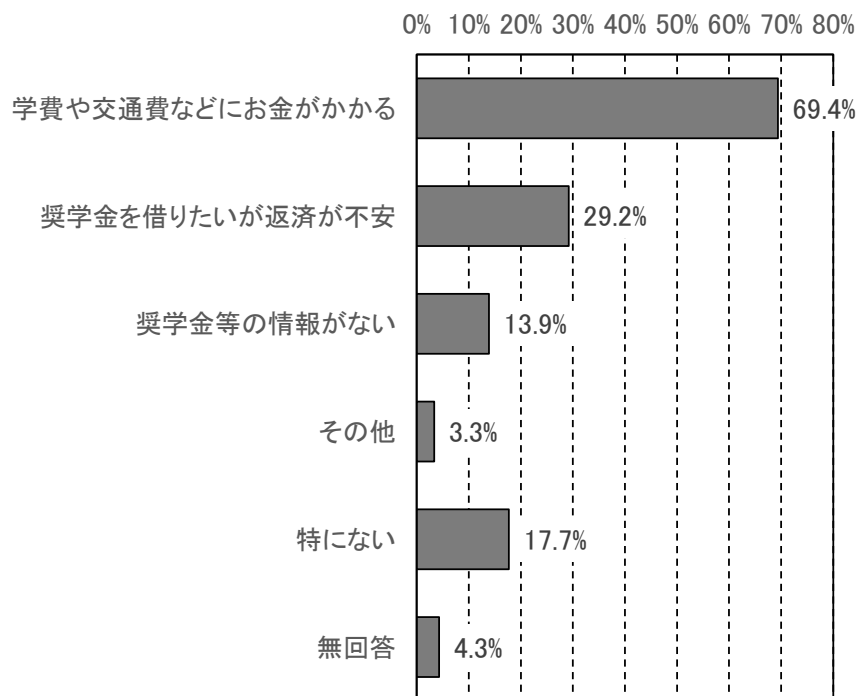
＜子どもの進学・就学を断念する可能性＞



経済的な理由によって子どもの進学や就学（中退）を断念したこと、または今後断念するかもしれない可能性について聞いたところ、10.5%が「ある」としています。また、「これまではないが、今後、可能性がある」という回答も53.6%と半数以上を占めています。

＜子どもの進学に関する心配＞

(n=209件)

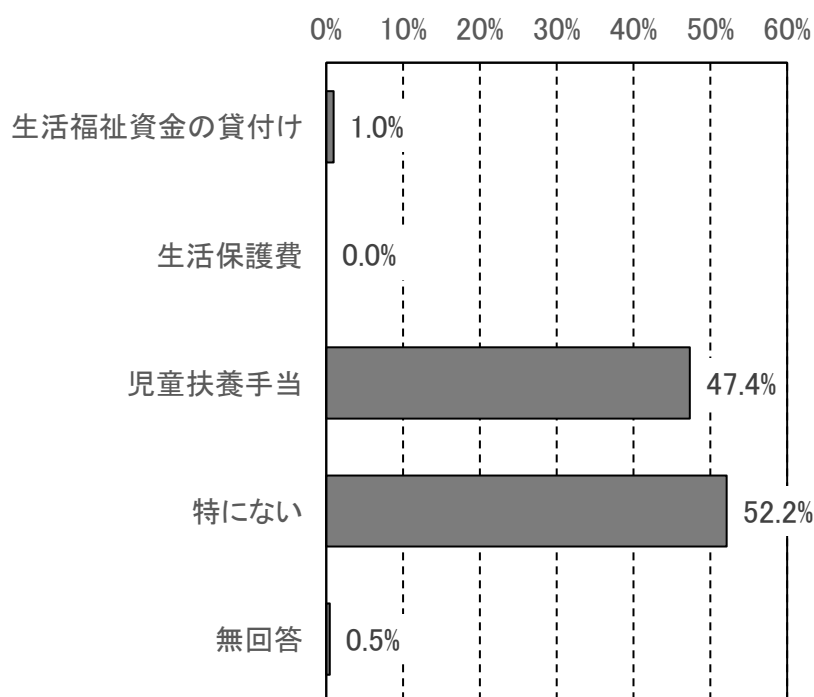


子どもの進学に関する心配としては「学費や交通費などにお金がかかる」が69.4%でもっとも多く、ついで「奨学金を借りたいが返済が不安」が29.2%となっています。

4) 各種支援制度の利用状況

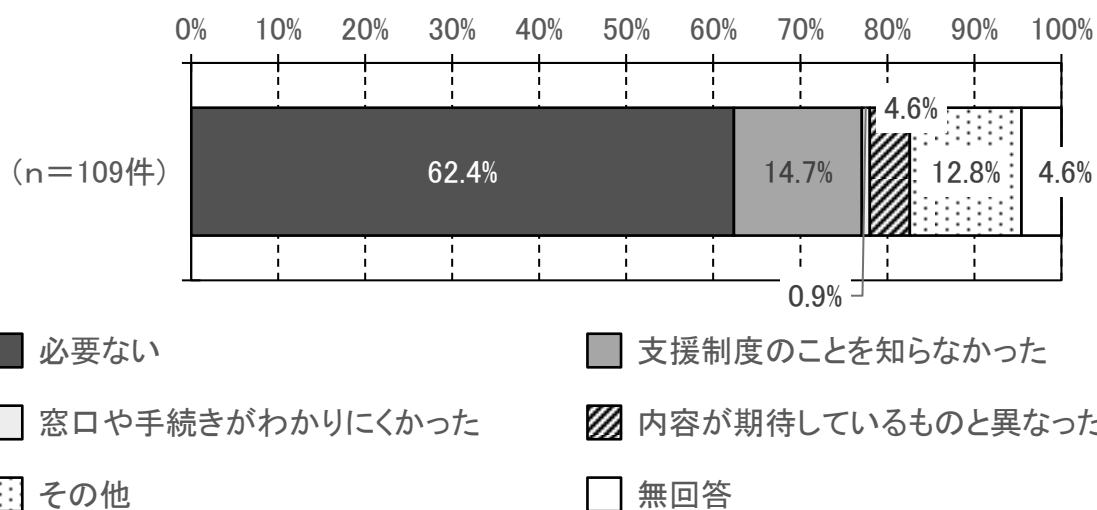
< 経済的支援制度 >

(n=209件)



現在利用している支援制度（経済）については、半数が「特にない」（52.2%）としており、利用しているものとしては「児童扶養手当」が 47.4%でもっとも多くなっています。

< 経済的支援制度を利用しない理由 >

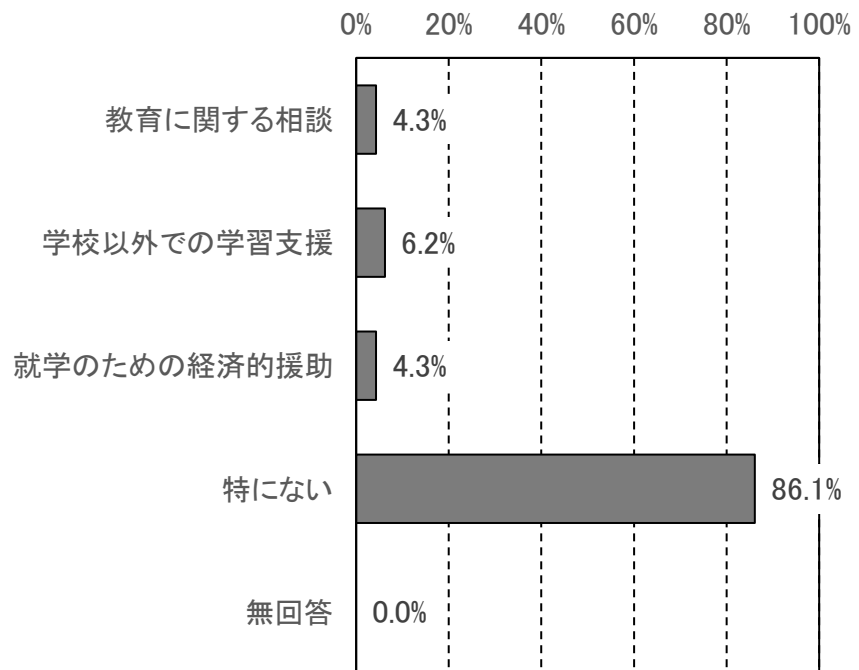


支援制度（経済）を利用していないという方に、利用していない理由について聞くと、「必要ない」が 62.4%と 6 割以上以上を占めています。

「支援制度のことを知らなかった」という回答も 14.7%と 1 割以上を占めています。

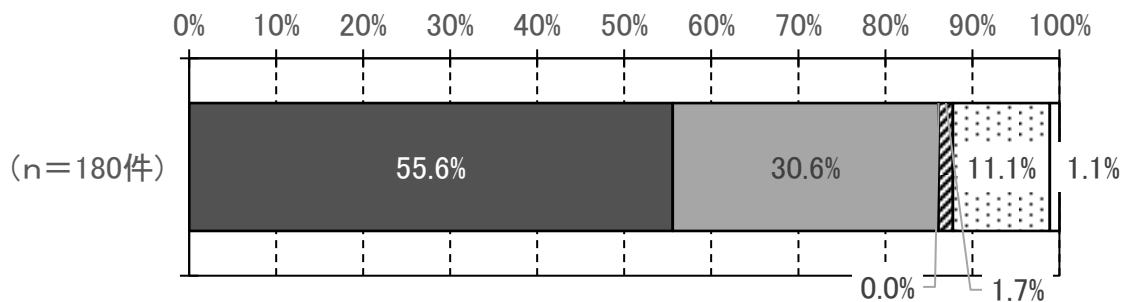
<教育に関する支援制度>

(n=209件)



現在利用している支援制度(教育)については、8割以上が「特にない」(86.1%)としており、利用しているものとしても1割を超えるものはない状況となっています。

<教育に関する支援制度を利用しない理由>



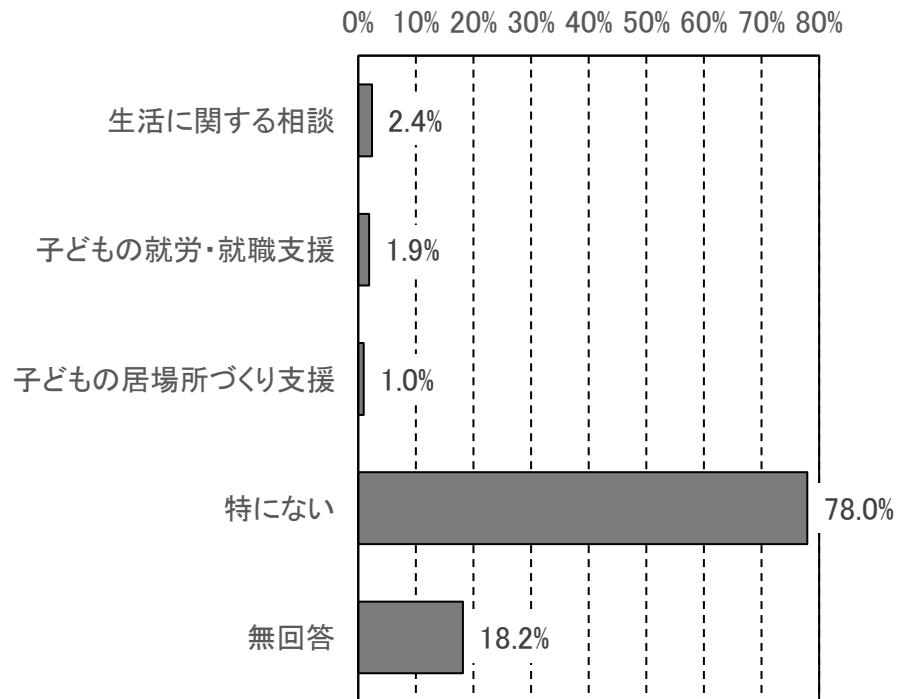
- 必要ない
- 支援制度のことを知らなかった
- 窓口や手続きがわかりにくかった
- ▨ 内容が期待しているものと異なった
- その他
- 無回答

支援制度(教育)を利用していないという方に、利用していない理由について聞くと、「必要ない」が55.6%と半数以上を占めています。

「支援制度のことを知らなかった」という回答は30.6%と3割を占めています。

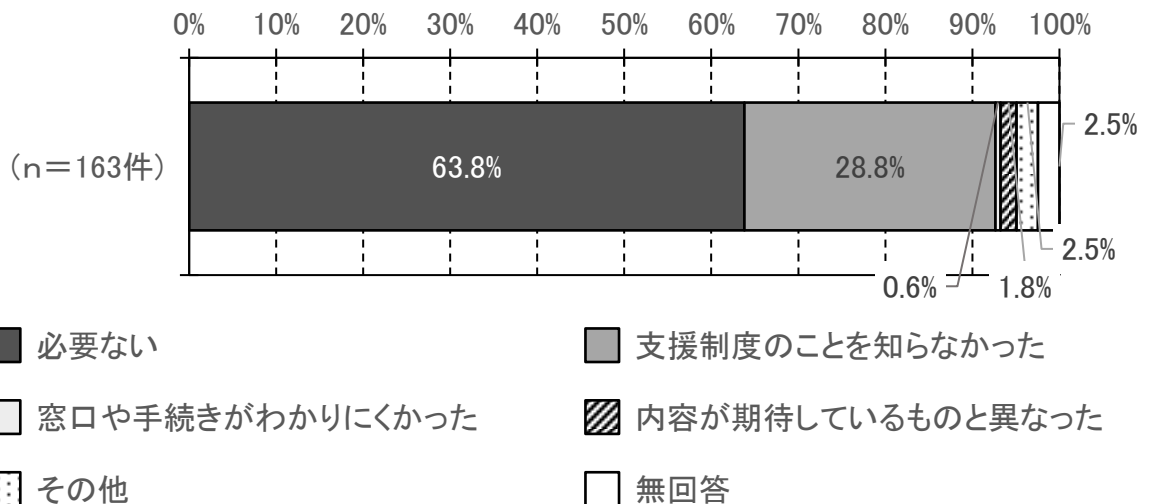
<相談に関する支援制度>

(n=209件)



現在利用している支援制度(相談)については、8割近くが「特にない」(78.0%)としており、利用しているものとしても1割を超えるものはない状況となっています。

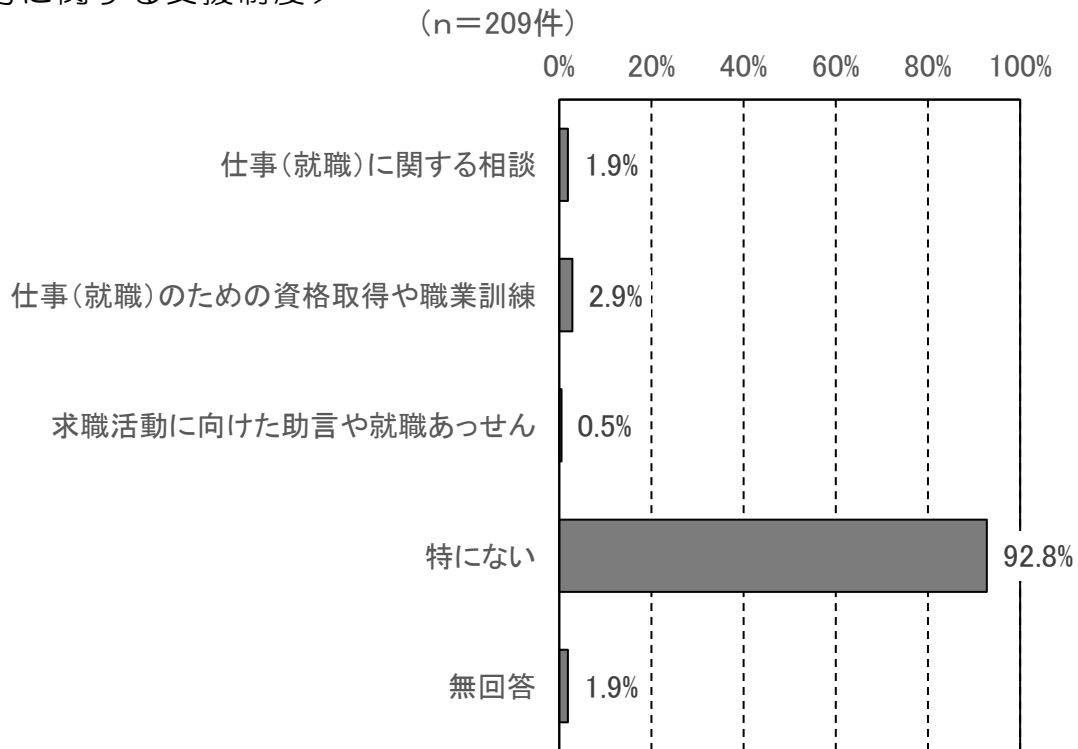
<相談に関する支援制度を利用しない理由>



支援制度(相談)を利用していないという方に、利用していない理由について聞くと、「必要ない」が63.8%と6割以上を占めています。

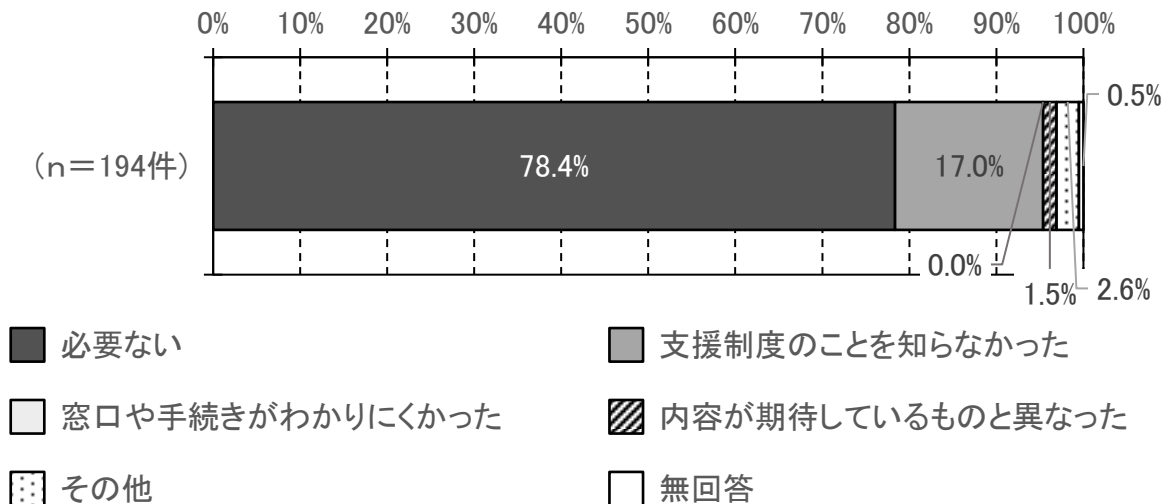
「支援制度のことを知らなかった」という回答は28.8%と3割近くを占めています。

<就労に関する支援制度>



現在利用している支援制度(就労)については、9割以上が「特にない」(92.8%)としており、利用しているものとしても1割を超えるものはない状況となっています。

<就労に関する支援制度を利用しない理由>

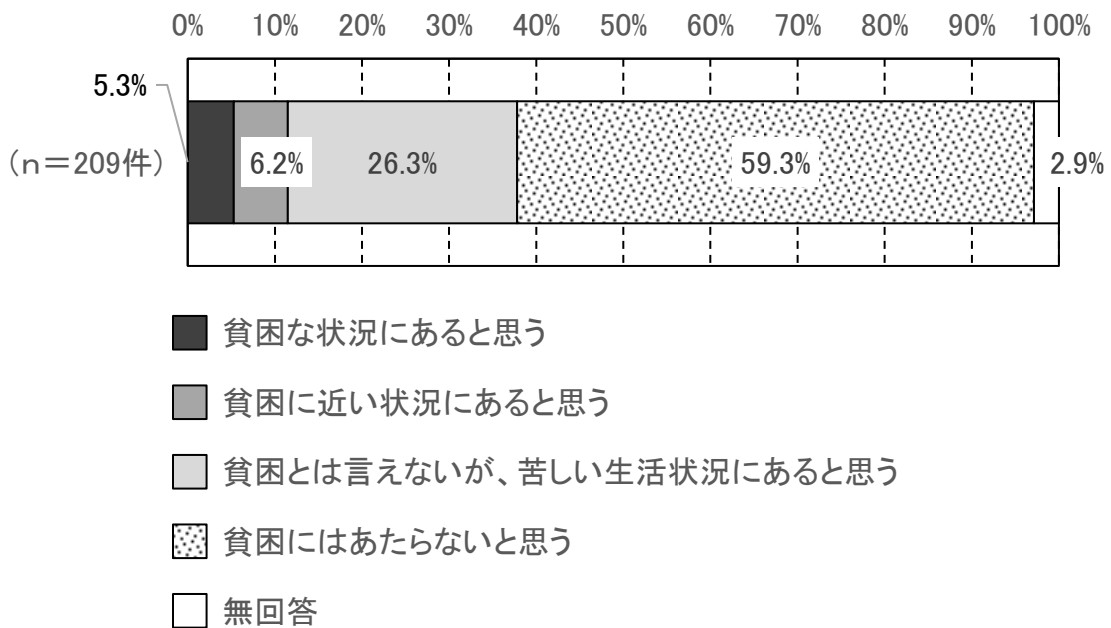


支援制度(就労)を利用していないという方に、利用していない理由について聞くと、「必要ない」が78.4%と8割近くを占めています。

「支援制度のことを知らなかった」という回答は17.0%をとっています。

5) 貧困に対する認識

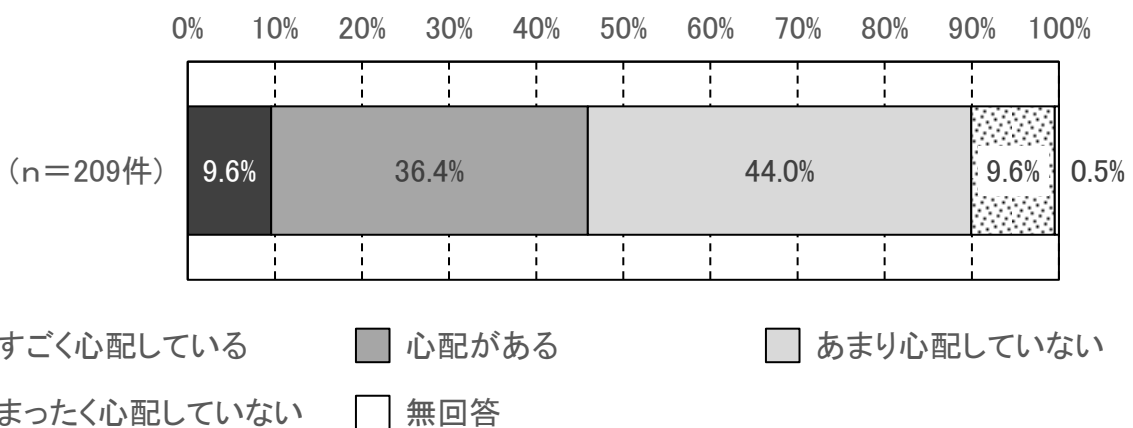
< 貧困に対する認識 >



現在、“貧困”とされる状況にあるかどうかという認識について聞いたところ、「貧困にはあたらないと思う」が59.3%と約6割を占めています。

「貧困な状況にあると思う」(5.3%)、「貧困に近い状況にあると思う」(6.2%)をあわせると、貧困にあたると思うと認識している回答者は1割以上を占め、「貧困とは言えないが、苦しい生活状況にあると思う」という回答も26.3%となっています。

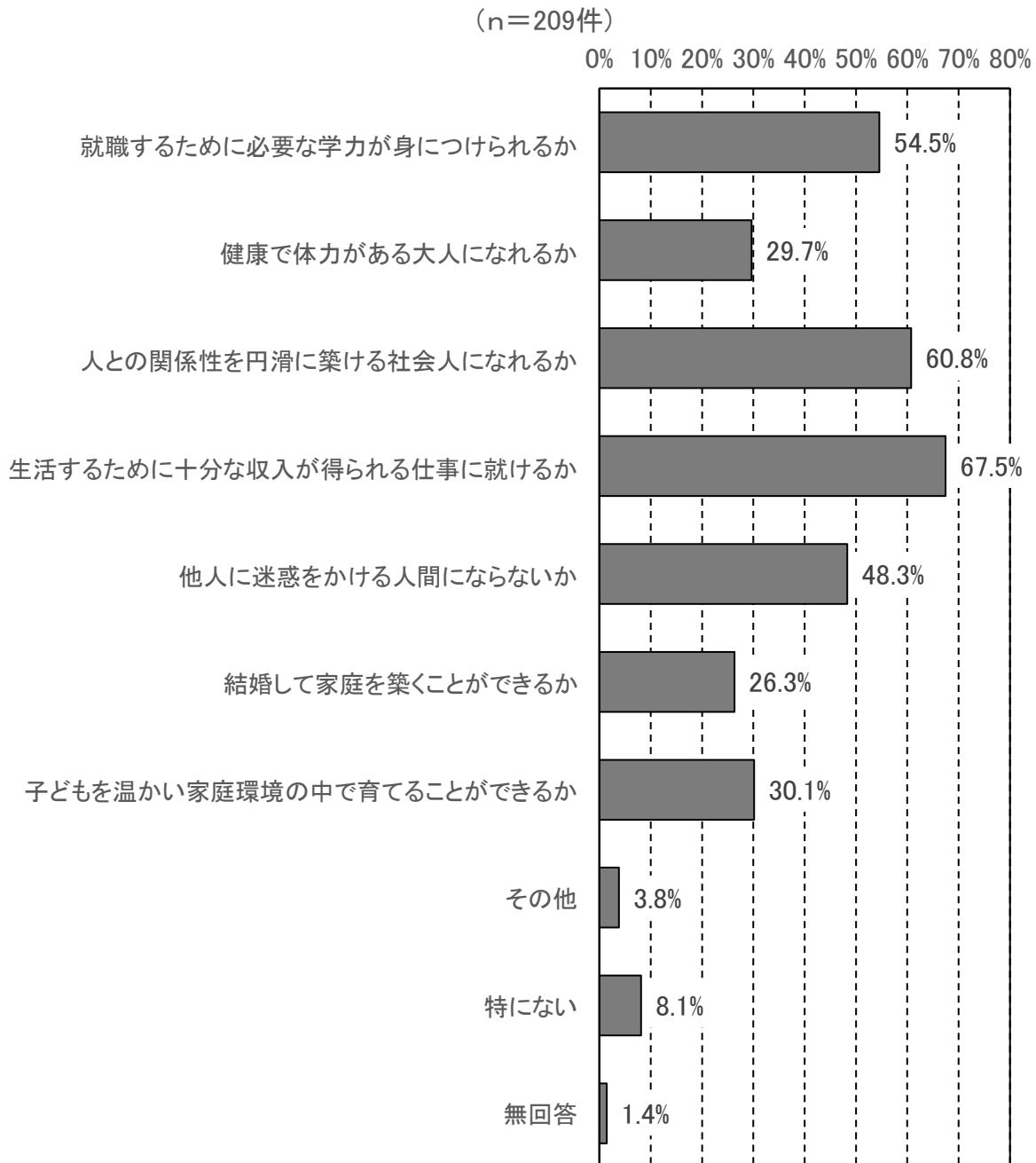
< 貧困の連鎖に対する不安 >



子どもへの貧困の連鎖については、「すごく心配している」(9.6%)と「心配がある」(36.4%)をあわせると、4割以上が「貧困の連鎖を心配している」(45.9%)としています。

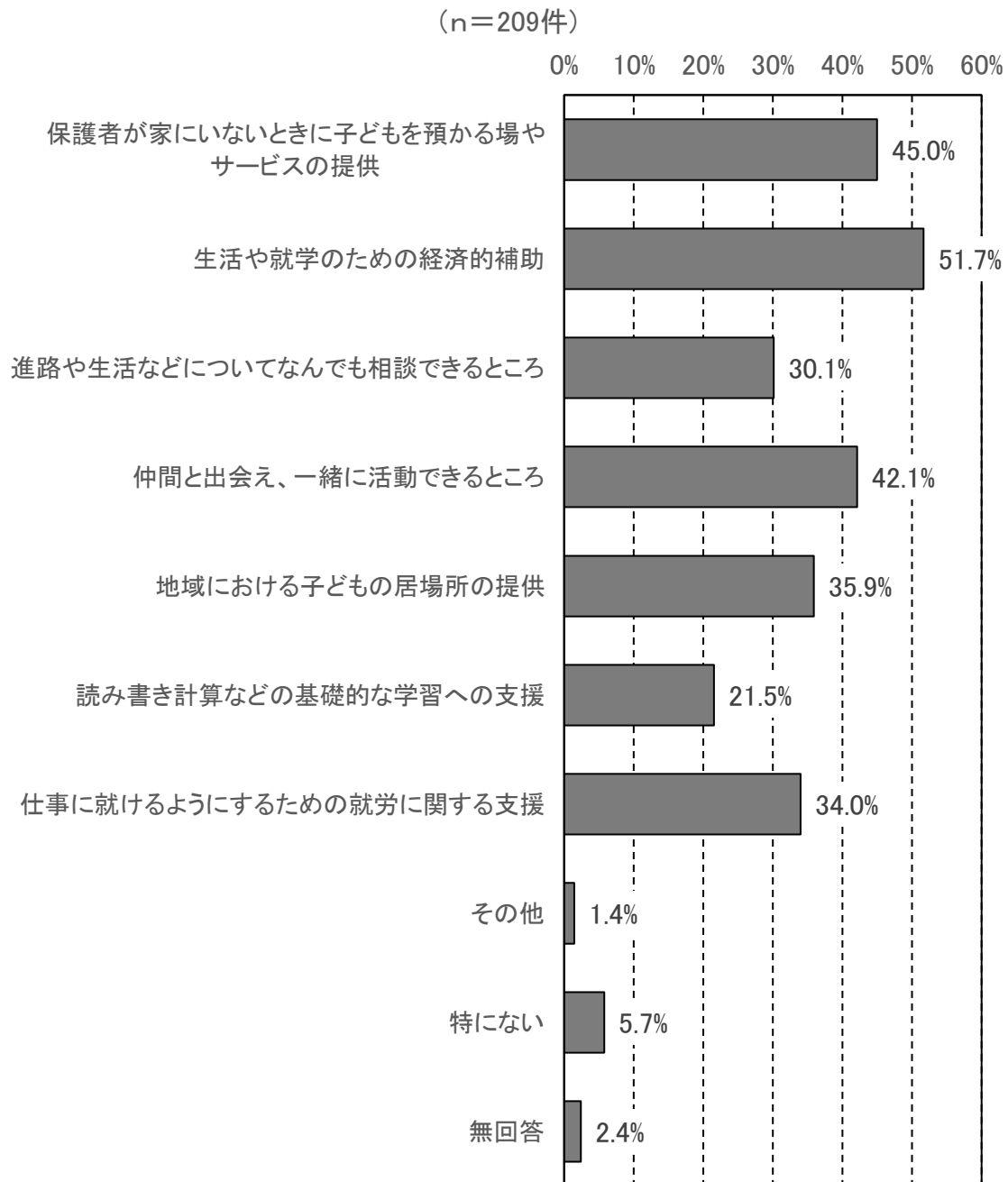
6) 子どものための支援について

＜子どもが大人になるまでに心配なこと＞



子どもが大人になるまでに心配なこととしては、「生活するために十分な収入が得られる仕事に就けるか」(67.5%)と「人との関係性を円滑に築ける社会人になれるか」(60.8%)への回答が6割を超え、ついで「就職するために必要な学力が身につけられるか」(54.5%)への回答が半数を超えています。

<必要と思われる支援策>



子どものために必要と思われる支援としては、「生活や就学のための経済的補助」が51.7%でもっとも多くなっています。

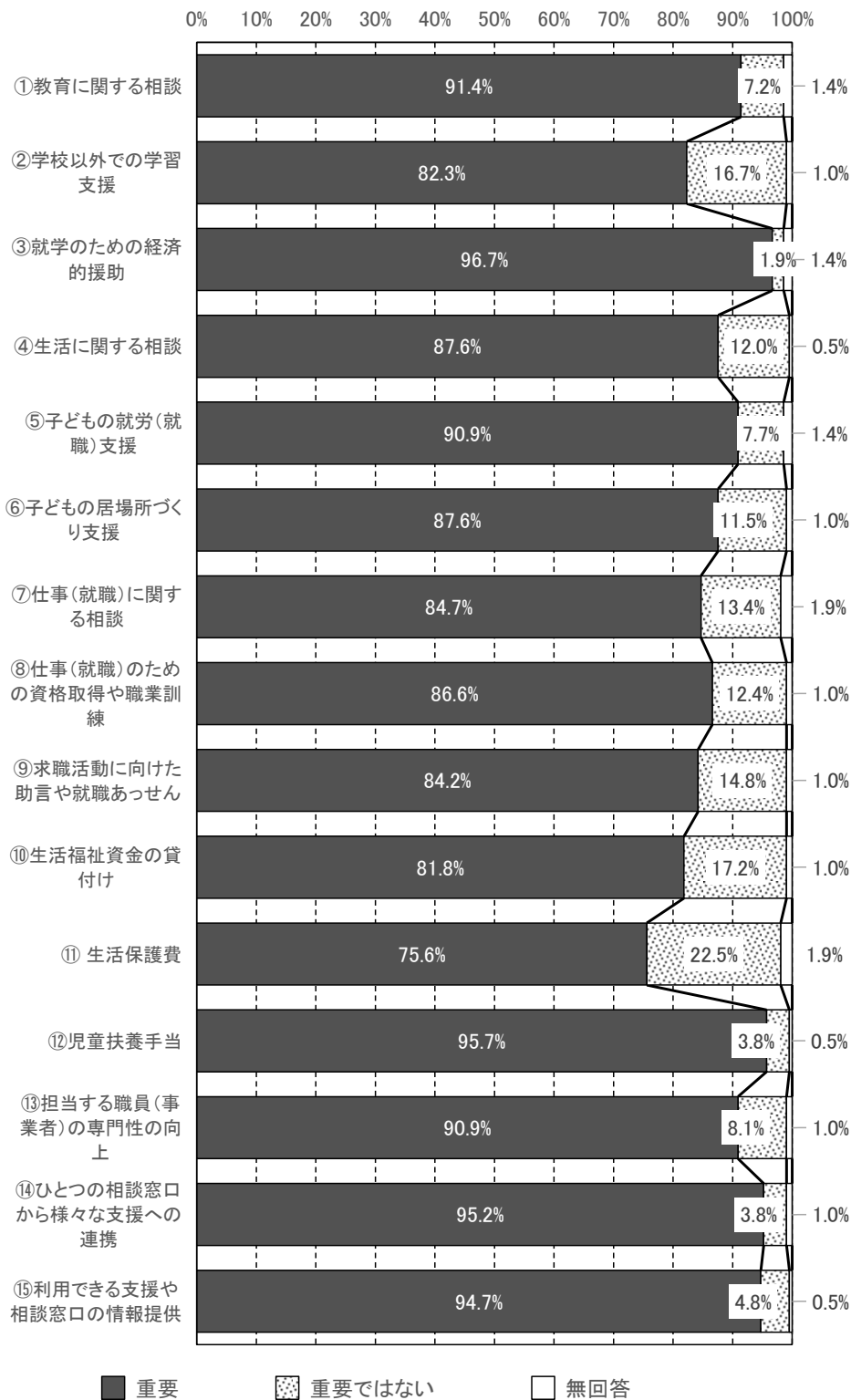
その他に「保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供」(45.0%)、「仲間と出会え、一緒に活動できる場所」(42.1%)への回答が4割を超えています。

< 貧困対策事業の重要性 >

	n	すごく重要だと思う	重要だと思う	あまり重要ではない	まったく重要ではない	無回答
①教育に関する相談	100.0% 209件	29.7% 62件	61.7% 129件	6.7% 14件	0.5% 1件	1.4% 3件
②学校以外での学習支援	100.0% 209件	24.9% 52件	57.4% 120件	15.3% 32件	1.4% 3件	1.0% 2件
③就学のための経済的援助	100.0% 209件	56.5% 118件	40.2% 84件	1.9% 4件	0.0% 0件	1.4% 3件
④生活に関する相談	100.0% 209件	23.4% 49件	64.1% 134件	11.5% 24件	0.5% 1件	0.5% 1件
⑤子どもの就労(就職)支援	100.0% 209件	38.3% 80件	52.6% 110件	7.2% 15件	0.5% 1件	1.4% 3件
⑥子どもの居場所づくり支援	100.0% 209件	39.2% 82件	48.3% 101件	11.0% 23件	0.5% 1件	1.0% 2件
⑦仕事(就職)に関する相談	100.0% 209件	30.1% 63件	54.5% 114件	12.0% 25件	1.4% 3件	1.9% 4件
⑧仕事(就職)のための資格取得や職業訓練	100.0% 209件	36.8% 77件	49.8% 104件	11.0% 23件	1.4% 3件	1.0% 2件
⑨求職活動に向けた助言や就職あっせん	100.0% 209件	32.1% 67件	52.2% 109件	13.4% 28件	1.4% 3件	1.0% 2件
⑩生活福祉資金の貸付け	100.0% 209件	24.9% 52件	56.9% 119件	16.7% 35件	0.5% 1件	1.0% 2件
⑪生活保護費	100.0% 209件	20.1% 42件	55.5% 116件	19.6% 41件	2.9% 6件	1.9% 4件
⑫児童扶養手当	100.0% 209件	54.1% 113件	41.6% 87件	3.3% 7件	0.5% 1件	0.5% 1件
⑬担当する職員(事業者)の専門性の向上	100.0% 209件	39.7% 83件	51.2% 107件	8.1% 17件	0.0% 0件	1.0% 2件
⑭ひとつの相談窓口から様々な支援への連携	100.0% 209件	48.3% 101件	46.9% 98件	3.8% 8件	0.0% 0件	1.0% 2件
⑮利用できる支援や相談窓口の情報提供	100.0% 209件	50.7% 106件	44.0% 92件	4.8% 10件	0.0% 0件	0.5% 1件

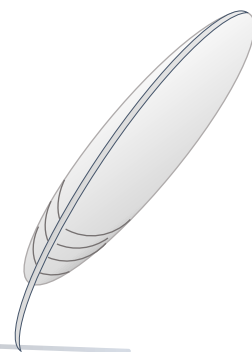
子どもの貧困対策における支援事業について、「すごく重要だと思う」という回答は、③就学のための経済的援助(56.5%)、⑫児童扶養手当(54.1%)、⑮利用できる支援や相談窓口の情報提供(50.7%)への回答が半数を超えて多くなっています。

(n=209件)



子どもの貧困対策における支援事業について、「すごく重要だと思う」と「重要だと思う」をあわせると、大半の項目で「重要」と回答する割合が8割を超えています。⑪生活保護は「重要」とする回答が75.6%と、他の項目よりもやや割合が低くなっています。

第3章 計画の基本的な方向性



1 前回計画の進捗評価

(1) 事業の実施状況

基本的な方向		施策・事業名	事業の実施状況		
1 重点的な取り組み	重点1： 教育の支援	1) 就学支援の推進	① 三種町児童生徒就学援助	実施	
		2) 生活困窮世帯等への学習支援	① 子どもの学習支援事業	実施	
		3) 地域による学習支援	① 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	実施	
	重点2： 生活の支援	1) 保護者の生活支援		① 児童手当	実施
				② 児童扶養手当	実施
				③ 特別児童扶養手当	実施
				④ すこやか子育て支援事業	実施
				⑤ 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) —再掲—	実施
		2) 子どもの生活支援		① 子ども・若者育成支援事業	実施
				② 子どもの生活支援に関わる 多様な取り組みの推進	実施
		3) その他の生活支援		① 赤ちゃん誕生祝金支給事業	実施
				② ひとり親家庭等 住宅整備資金貸付事業	実施
				③ 福祉医療費支給事業(マル福)	実施
				④ 乳幼児健康診査	実施
				⑤ 母子健康手帳 ・妊婦健康診査受診票の発行	実施
	⑥ 保護者の生活力向上事業		未実施		
	⑦ 母子訪問、育児相談		実施		
重点3： 親と子の就労支援	1) 保護者の就労支援	① 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) —再掲—	実施		
	2) 子どもの就労支援	① 子ども・若者育成支援事業—再掲—	実施		
2 秋田県と連携した取り組み		○ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	実施		
		○ ひとり親家庭就業 ・自立支援センター事業	実施		
		○ 児童扶養手当の支給	実施		
		○ 生活保護	実施		
3 地域での連携体制の構築		1) 広範な連携による支援体制の構築	実施		
		2) 効果的なコーディネートの仕組みの構築	実施		

前回計画においては、1 重点的な取り組み、2 秋田県と連携した取り組み、3 地域での連携体制の構築の3つの大きな柱のもと、26の施策・事業に取り組んできました。(うち3つは再掲)

これまでの実施状況をみると、概ね計画通りに実施できていますが、1 重点的な取り組み/重点2：生活の支援/3) その他の生活支援の中の「⑥保護者の生活力向上事業」だけは実施には至りませんでした。

「⑥保護者の生活力向上事業」の事業内容は以下のようなものです。

余裕のない生活を引き起こしている要因の一つに保護者の金銭管理能力の低さが指摘されています。保護者の金銭管理に対する意識改革を促すとともに、経費節約のテクニックや有益な情報を提供する学習会を開催します。
生活していく上での支出の優先順位を学ぶとともに、節約に対する意識の向上を目指します。

前回計画において新規に展開する事業として取り組んできましたが、事業の実施までには至りませんでした。

今後、本事業は「廃止」とし、本事業で想定されていた取り組みについては、各種事業の申請時など、保護者と接する機会を捉えて、適宜情報提供等に務めていきます。

(2) 事業実施上の課題

基本的な方向		施策・事業名	事業の進捗評価	
1 重点的な取り組み	重点1： 教育の支援	1) 就学支援の推進	① 三種町児童生徒就学援助	100% (予定通り)
		2) 生活困窮世帯等への学習支援	① 子どもの学習支援事業	80-100% (概ね予定通り)
		3) 地域による学習支援	① 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	100% (予定通り)
	重点2： 生活の支援	1) 保護者の生活支援	① 児童手当	100% (予定通り)
			② 児童扶養手当	100% (予定通り)
			③ 特別児童扶養手当	100% (予定通り)
			④ すこやか子育て支援事業	100% (予定通り)
			⑤ 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) —再掲—	100% (予定通り)
		2) 子どもの生活支援	① 子ども・若者育成支援事業	100% (予定通り)
			② 子どもの生活支援に関わる 多様な取り組みの推進	60-80% (やや予定した内容に満たない)
		3) その他の生活支援	① 赤ちゃん誕生祝金支給事業	100% (予定通り)
			② ひとり親家庭等 住宅整備資金貸付事業	40%未満 (あまり進んでいない)
			③ 福祉医療費支給事業 (マル福)	100% (予定通り)
			④ 乳幼児健康診査	100% (予定通り)
			⑤ 母子健康手帳 ・妊婦健康診査受診票の発行	100% (予定通り)
			⑥ 保護者の生活力向上事業	40%未満 (あまり進んでいない)
⑦ 母子訪問、育児相談	100% (予定通り)			
⑧ 乳幼児予防接種	100% (予定通り)			
重点3： 親と子の就労支援	1) 保護者の就労支援	① 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) —再掲—	100% (予定通り)	
	2) 子どもの就労支援	① 子ども・若者育成支援事業—再掲—	100% (予定通り)	
2 秋田県と連携した取り組み		○ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	100% (予定通り)	
		○ ひとり親家庭就業 ・自立支援センター事業	100% (予定通り)	
		○ 児童扶養手当の支給	100% (予定通り)	
		○ 生活保護	100% (予定通り)	
3 地域での連携体制の構築	1) 広範な連携による支援体制の構築		60-80% (やや予定した内容に満たない)	
	2) 効果的なコーディネート体制の構築		60-80% (やや予定した内容に満たない)	

前回計画に記載のある施策・事業について各担当課にこれまでの進捗評価を行ってもらったところ、26の施策・事業（うち1事業は未実施）のうち、20事業については「100%（予定通り）」、1事業については「80-100%（概ね予定通り）」と評価されており、大半の施策・事業については計画通りに進めることができている。

3事業については「60-80%（やや予定した内容に満たない）」と評価されているものの、具体的な問題点や課題があるということではないため、今後も継続して取り組んでいくことになると思われます。

未実施の1事業を除くと、1 重点的な取り組み/重点2：生活の支援/3) その他の生活支援の中の「②ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業」については「40%未満（あまり進んでいない）」という評価がされており、ここ数年、申し込みや相談がないことが課題とされています。

本事業についてはすべてのひとり親家庭が利用するというものではありませんが、支援を必要とする家庭において適切な利用促進が阻害されるようなことがないか（事業の周知が不十分、事業内容が利用者ニーズとマッチしていない、相談しにくい、どこに相談してよいかわからない、関係機関等との連携が不十分など）検証し、支援を必要とする家庭が適切に事業を利用できるように努めていくことが重要になると考えられます。

その他に、事業は予定通りに進捗しているものの、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」（重点1～3にそれぞれ再掲）については、利用料金の滞納や施設の老朽化、児童支援員の確保といった課題が考えられており、今後は課題の解消に向けて取り組んでいく必要があると思われます。

(3) 今後の取り組みの方向

基本的な方向		施策・事業名	今後の方向性		
1 重点的な取り組み	重点1：教育の支援	1) 就学支援の推進	① 三種町児童生徒就学援助	これまで通りに継続	
		2) 生活困窮世帯等への学習支援	① 子どもの学習支援事業	これまで通りに継続	
		3) 地域による学習支援	① 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	これまで通りに継続	
	重点2：生活の支援	1) 保護者の生活支援	① 児童手当	① 児童手当	これまで通りに継続
			② 児童扶養手当	② 児童扶養手当	これまで通りに継続
			③ 特別児童扶養手当	③ 特別児童扶養手当	これまで通りに継続
			④ すこやか子育て支援事業	④ すこやか子育て支援事業	これまで通りに継続
			⑤ 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) 一掲一	⑤ 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) 一掲一	これまで通りに継続
		2) 子どもの生活支援	① 子ども・若者育成支援事業	① 子ども・若者育成支援事業	これまで通りに継続
			② 子どもの生活支援に関わる 多様な取り組みの推進	② 子どもの生活支援に関わる 多様な取り組みの推進	これまで通りに継続
		3) その他の生活支援	① 赤ちゃん誕生祝金支給事業	① 赤ちゃん誕生祝金支給事業	これまで通りに継続
			② ひとり親家庭等 住宅整備資金貸付事業	② ひとり親家庭等 住宅整備資金貸付事業	これまで通りに継続
			③ 福祉医療費支給事業(マル福)	③ 福祉医療費支給事業(マル福)	これまで通りに継続
			④ 乳幼児健康診査	④ 乳幼児健康診査	これまで通りに継続
			⑤ 母子健康手帳 ・妊婦健康診査受診票の発行	⑤ 母子健康手帳 ・妊婦健康診査受診票の発行	これまで通りに継続
			⑥ 保護者の生活力向上事業	⑥ 保護者の生活力向上事業	廃止
			⑦ 母子訪問、育児相談	⑦ 母子訪問、育児相談	これまで通りに継続
⑧ 乳幼児予防接種	⑧ 乳幼児予防接種		これまで通りに継続		
重点3：親と子の就労支援	1) 保護者の就労支援	① 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) 一掲一	これまで通りに継続		
	2) 子どもの就労支援	① 子ども・若者育成支援事業一掲一	これまで通りに継続		
2 秋田県と連携した取り組み		○ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	これまで通りに継続		
		○ ひとり親家庭就業 ・自立支援センター事業	これまで通りに継続		
		○ 児童扶養手当の支給	これまで通りに継続		
		○ 生活保護	これまで通りに継続		
3 地域での連携体制の構築	1) 広範な連携による支援体制の構築		これまで通りに継続		
	2) 効果的なコーディネート体制の構築		これまで通りに継続		

前回計画に記載のあった26の施策・事業(うち3つは再掲)については、これまでに実施に至らなかった、1 重点的な取り組み/重点2：生活の支援/3) その他の生活支援の中の「⑥保護者の生活力向上事業」(当該事業については廃止とする)を除き、本計画においても継続して取り組んでいくこととします。

(4) 今後の施策・事業の体系

前回計画においては次の3つの柱のもと施策・事業を体系化して取り組んできました。

- 1 重点的な取り組み
- 2 秋田県と連携した取り組み
- 3 地域での連携体制の構築

特に、本町における取り組みについては、前回計画が初めての計画ということもあり、次の3つの重点的な取り組みを設定して、1 重点的な取り組みとして実施してきました。

- 重点1：教育の支援
- 重点2：生活の支援
- 重点3：親と子の就労支援

しかし、これまでの取り組みについて進捗評価を行ったところ、概ねすべての事業がほぼ計画通りに進捗しており、今後も継続して取り組むことから、本計画においては3つの重点だけを特に重視するのではなく、大きな柱である県との連携や地域での連携体制の構築と同様に、重点的な取り組みをそれぞれ柱の一つに位置づけ、5つの柱に整理し、等しく取り組んでいくこととします。

2 基本的な考え方

(1) 基本理念

本計画は、国の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨を踏まえ、県の「第2次 秋田県子どもの貧困対策推進計画」と整合性を図りながら、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していくことができるように支援していくためのものです。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では基本理念が次のように掲げられています。

- 第二条** 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。
- 2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。
 - 3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。
 - 4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

また、「子供の貧困対策に関する大綱」では以下の基本方針が示されています。

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮
- ③ 地方公共団体による取組の充実

県においては、令和3年に「第2次 秋田県子どもの貧困対策推進計画」へと改訂されましたが、基本理念については第1次計画を継承し同じ基本理念が掲げられています。

手を伸ばせばすぐ届くところに、
いつでも、子どもたちを見守る目と支えようとする人の輪（和）があり、
すべての子どもたちが夢と希望を持って成長することができる地域社会の実現

国、県においては、現在から将来にわたって、すべての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指すことや、地域や社会全体で子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的に講じることが掲げられており、本町においても前回計画から同様の趣旨の基本理念の実現を目指していることから、本計画においてもこれまでの基本理念を継承して取り組んでいくこととします。

すべての子どもたちが、夢に向かってチャレンジできる三種町

(2) 施策の体系

すべての子どもたちが、夢に向かってチャレンジできる三種町

1 教育の支援

- (1) 就学支援の推進
- (2) 生活困窮世帯等への学習支援
- (3) 地域による学習支援

2 生活の支援

- (1) 保護者の生活支援
- (2) 子どもの生活支援
- (3) その他の生活支援

3 親と子の就労支援

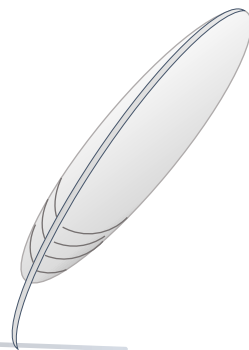
- (1) 保護者の就労支援
- (2) 子どもの就労支援

4 秋田県と連携した取り組み

5 地域での連携体制の構築

- (1) 広範な連携による支援体制の構築
- (2) 効果的なコーディネートの仕組みの構築

第4章 施策の展開



1 教育の支援

(1) 就学支援の推進

①三種町児童生徒就学援助

• 主管課

教育委員会事務局

• 関係課

福祉課、税務課

• 事業内容

経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童及び学齢生徒の保護者に対し、就学に必要な援助を行っています。

• 取り組みの方向性

援助を必要とする児童・生徒が義務教育を円滑に受けられるよう、引き続き支援していきます。

(2) 生活困窮世帯等への学習支援

①子どもの学習支援事業

• 主管課

福祉課

• 関係課

教育委員会

• 事業内容

様々な事情で家庭における学習環境が整っていない場合や学校での学習に遅れが生じている場合等に、学習の機会を提供し、学習支援や学習習慣の定着、学習意欲の向上を図ります。

• 取り組みの方向性

児童・生徒が参加しやすいよう複数の会場で実施します。また、単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくりや日常生活の支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行います。

(3) 地域による学習支援

①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

• 主管課

福祉課

• 関係課

琴丘支所 地域生活係

山本支所 地域生活係

• 事業内容

保護者が就労により昼間家庭にいない児童や、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない児童を対象として、放課後等の時間帯において適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を支援しています。

登録料は月額 500 円、生活保護世帯は登録料免除となっています。

• 取り組みの方向性

子育て世代にとって暮らしやすい環境づくりを進めていくため、児童が放課後を安全・安心に過ごせる居場所として、引き続き取り組みの充実を図っていきます。

2 生活の支援

(1) 保護者の生活支援

① 児童手当

• 主管課

福祉課

• 関係課

琴丘支所 地域生活係
山本支所 地域生活係

• 事業内容

子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、0歳から中学校卒業までの児童を養育している方に児童手当を支給しています。

<支給額>

- 3歳未満：15,000円
- 3歳以上小学校終了前：第1子、第2子 10,000円
第3子以降 15,000円
- 中学校終了前まで：10,000円
- 特例給付（所得限度額超過者）：5,000円

• 取り組みの方向性

家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長につながる事業です。児童手当法に基づき実施している事業でもあるため、今後も継続して実施します。

②児童扶養手当

• 主管課

福祉課

• 関係課

琴丘支所 地域生活係
山本支所 地域生活係

• 事業内容

父母の離婚などにより父または母と生計をともにしていない児童の養育者（父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方）、父または母に重度の障がいがある家庭で、18歳の年度末までの子ども（中程度以上の障がいを持つときは20歳未満）を養育している父または母などに支給されます。（所得に応じて支給額の変動があります）

<支給額>

●児童が1人の場合：月額 43,160円

●児童が2人の場合：10,190円加算

●児童が3人以上の場合：第3子以降1人につき6,110円加算

※上記金額は令和3年度の額です。額は年度ごとに決定されます。

手続きについて町が申請を受付し、認定や支給は秋田県が実施しています。

• 取り組みの方向性

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の安定と自立の促進に必要な事業です。児童扶養手当法に基づき実施している事業でもあるため、今後も継続して実施します。

③特別児童扶養手当

• 主管課

福祉課

• 関係課

琴丘支所 地域生活係
山本支所 地域生活係

• 事業内容

身体または精神に、障がいがある 20 歳未満の児童を監護する父母、または父母に代わってその児童を養育する方に支給されます。

<支給額>

● 1 級（重度）：月額 52,500 円

● 2 級（中度）：月額 34,970 円

※上記金額は令和 3 年度の額です。額は年度ごとに決定されます。

手続きについて町が申請を受付し、認定や支給は秋田県が実施しています。

• 取り組みの方向性

障がい児を養育する家庭にとって、経済的支援及び障がい児の福祉の増進に必要な事業です。特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき実施している事業でもあるため、今後も継続してを実施します。

④すこやか子育て支援事業

• 主管課

福祉課

• 事業内容

子育て家庭を経済的に支援するため、秋田県の補助を受けて保育料や副食費の助成制度を実施しています。また、町独自にさらに対象範囲を拡大して保育料等の助成を行っています。

• 取り組みの方向性

子育て家庭の経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを生き育てることができる環境を整備するため、今後も継続して保育料や副食費の助成を行っていきます。

⑤放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）—再掲—

• 主管課

福祉課

• 関係課

琴丘支所 地域生活係
山本支所 地域生活係

• 事業内容

保護者が就労により昼間家庭にいない児童や、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない児童を対象として、放課後等の時間帯において適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を支援しています。

登録料は月額 500 円、生活保護世帯は登録料免除となっています。

• 取り組みの方向性

子育て世代にとって暮らしやすい環境づくりを進めていくため、児童が放課後を安全・安心に過ごせる居場所として、引き続き取り組みの充実を図っていきます。

(2) 子どもの生活支援

①子ども・若者育成支援事業

・ 主管課

福祉課

・ 関係課

三種町子ども・若者総合相談センター

・ 事業内容

子育ての悩みから、発達障害に関する悩み、心身の健康、不登校、引きこもり、就労に関する相談・支援をNPO法人に委託し行っています。精神保健福祉士による相談を行い、必要に応じて各種関係機関と連携し子ども・若者の成長をサポートしています。

・ 取り組みの方向性

悩みを抱える本人・家族の相談の場として十分に機能しており、就業体験を通じて、実際に就職につながっているケースもあるなど、子ども・若者の成長のサポートにつながっています。

しかし、まだ当センターの存在を知らない人も少なくなく、また引きこもり等はデリケートな問題でもあり、施設が町内にあることで二の足を踏むケースも見受けられます。

専門家による指導・支援が可能であり、子ども・若者の成長のサポートに効果があることから、もっと多くの人に知ってもらえるように事業の周知に取り組んでいきます。

②子どもの生活支援に関わる多様な取り組みの推進

• 主管課

福祉課

• 事業内容

子どもの生活支援に関わる取り組みは多様であり、それぞれの子どもや家庭によっても必要とされる支援は異なります。

個々のケースに適した子どもの生活支援が柔軟に提供されるよう、広範な関係者との連携の中から必要とされる施策や事業について検討し、適宜、新たな事業として実施してきます。

• 取り組みの方向性

地域の中での広範な連携体制を通じて、必要とされる取り組みを検討していきます。計画の進捗評価の場において、庁内ワーキンググループでの検討を踏まえた上で、子ども・若者支援地域協議会に諮り、必要な取り組みについては事業化を図っていきます。

(3) その他の生活支援

①赤ちゃん誕生祝金支給事業

• 主管課

福祉課

• 事業内容

第2子以降の子を出産した保護者に対して祝金を支給しています。

<支給額>

- 第2子 : 200,000円
- 第3子以降 : 300,000円

• 取り組みの方向性

第2子以降を出産するための経済的負担の軽減につながっていますが、第1子の出生数自体が減少しており、対象児が年々減少しています。

今後も制度の周知を図りながら、当面は現行の内容で支給を行っていきます。

②ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業

• 主管課

福祉課

• 事業内容

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進を図るため、住宅整備のための資金を貸付しています。

<貸付金額>

- 150万円を限度とする額

<貸付条件>

- ・ 貸付利率 年0.5% (据置期間中は無利子)
- ・ 据置期間 1年以内
- ・ 償還期間 据置期間経過後9年以内
- ・ 償還方法 元利均等年賦

※貸付の条件として、保証人を立てる必要があります。

• 取り組みの方向性

ひとり親家庭等における快適な生活空間の確保につながる事業ですが、ここ数年は申し込みも相談もない状況にあります。

今後は広報等を通じて事業の周知を強化していきます。

③福祉医療費支給事業（マル福）

• 主管課

健康推進課

• 関係課

琴丘支所 地域生活係、山本支所 地域生活係

• 事業内容

子ども・ひとり親家庭の児童・高齢身体障害者及び重度心身障害（児）者の心身の健康の保持と生活の安定を図るため、医療費の自己負担相当額を助成しています。

子ども医療費については、町独自で対象年齢を18歳まで拡充して助成を行っています。

• 取り組みの方向性

経済的理由から医療機関の受診ができないという問題が解消され、子どもの健康保持や保護者の経済的負担の軽減につながっているため、今後も制度の周知を図り、適正な支給を行っていきます。

④乳幼児健康診査

• 主管課

健康推進課

• 関係課

教育委員会、福祉課

• 事業内容

乳幼児の健康診査や歯科健康診査、健康相談を実施しています。医師、歯科医師等を含めて発達・発育の確認と生活習慣・状況を把握した上で一人ひとりの状況に応じた保健指導を行い、必要と思われる乳幼児及び保護者には継続した支援を行っています。

• 取り組みの方向性

乳幼児検診では、疾病や異常を早期に発見し、心身ともに健全な発育・発達を支援するとともに、家庭環境や支援の必要な乳幼児の把握にも結びついているため、今後も課題のある乳幼児及び保護者については、福祉課等と連携して対応していきます。

⑤母子健康手帳・妊婦健康診査受診票の発行

• 主管課

健康推進課

• 事業内容

母子健康手帳発行時、妊娠に関する悩み・不安などについても確認し、問題の早期発見・早期対応に努めています。

妊婦健康診査については、受診票を発行し、安心して妊娠・出産できるように支援しています。

• 取り組みの方向性

妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握するとともに、妊婦健康診査受診票の発行により経済的負担の軽減を図り、安全な出産ができるよう支援していきます。

⑥母子訪問、育児相談

• 主管課

健康推進課

• 事業内容

母子訪問を実施後、支援が必要と判断された子どもの保護者に対し、電話連絡、来所面接、家庭訪問などを実施しています。

必要に応じて他機関に紹介、連携を図りながらフォローを行っています。

• 取り組みの方向性

母子訪問時、子どもの保護者と直接対話することが養育環境の問題を発見する糸口となり、育児支援に役立てられています。

今後も継続して事業を実施していきます。

⑦乳幼児予防接種

• 主管課

健康推進課

• 事業内容

定期の予防接種費用については町が全額負担を行っています。
任意の予防接種費用は一部の予防接種について助成を行っています。

• 取り組みの方向性

予防接種費用の助成等は経時的支援にもつながっているため、今後も継続して事業を実施していきます。

3 親と子の就労支援

(1) 保護者の就労支援

①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）—再掲—

• 主管課

福祉課

• 関係課

琴丘支所 地域生活係
山本支所 地域生活係

• 事業内容

保護者が就労により昼間家庭にいない児童や、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない児童を対象として、放課後等の時間帯において適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を支援しています。

登録料は月額 500 円、生活保護世帯は登録料免除となっています。

• 取り組みの方向性

子育て世代にとって暮らしやすい環境づくりを進めていくため、児童が放課後を安全・安心に過ごせる居場所として、引き続き取り組みの充実を図っていきます。

(2) 子どもの就労支援

①子ども・若者育成支援事業—再掲—

• 主管課

福祉課

• 関係課

三種町子ども・若者総合相談センター

• 事業内容

子育ての悩みから、発達障害に関する悩み、心身の健康、不登校、引きこもり、就労に関する相談・支援をNPO法人に委託し行っています。精神保健福祉士による相談を行い、必要に応じて各種関係機関と連携し子ども・若者の成長をサポートしています。

• 取り組みの方向性

悩みを抱える本人・家族の相談の場として十分に機能しており、就業体験を通じて、実際に就職につながっているケースもあるなど、子ども・若者の成長のサポートにつながっています。

しかし、まだ当センターの存在を知らない人も少なくなく、また引きこもり等はデリケートな問題でもあり、施設が町内にあることで二の足を踏むケースも見受けられます。

専門家による指導・支援が可能であり、子ども・若者の成長のサポートに効果があることから、もっと多くの人に知ってもらえるように事業の周知に取り組んでいきます。

4 秋田県と連携した取り組み

経済的に厳しい状況にある子どもの家庭にとって、生活基盤の安定を図ることが必要となります。

家庭の生活基盤が安定してこそ、子どもたちは安心して学び、成長することができます。

そのため、経済的に厳しい状況にある子どもの家庭に対する経済的支援は非常に重要となりますが、三種町単独では困難な面もあり、十分な支援を行うことができないこともあるため、秋田県が実施する経済的支援に関する事業と連携し、支援を必要とする家庭に適切に県の事業を利用してもらうことができるように町と県が連携して取り組んでいきます。

町では、支援を必要とする人たちに、秋田県の事業について周知するとともに、事業の利用促進に向けて、事業の紹介や申請の窓口としてサポートを行っていきます。

○母子父子寡婦福祉資金貸付事業

・事業内容

母子家庭・父子家庭及び寡婦に経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて扶養している児童の福祉向上を増進させるため貸付を行っています。

・取り組みの方向性

就労や生活、教育にかかる様々な取り組みを進めていくほか、世帯の状況や所得に応じ、各種手当や給付、貸付制度などにより世帯の生活基盤を支えています。

○ひとり親家庭就業・自立支援センター事業

・事業内容

ひとり親家庭の就業に関する相談と就業に役立つ技能修得講習会の実施、就業情報の提供など一貫した就業支援や、養育費の相談など生活支援を行っています。

・取り組みの方向性

就労や生活、教育にかかる様々な取り組みを進めていくほか、世帯の状況や所得に応じ、各種手当や給付、貸付制度などにより世帯の生活基盤を支えています。

○児童扶養手当の支給

• 事業内容

離婚などにより父親（母親）と生計を同じくしていない児童が養育されている母子家庭（父子家庭）に児童扶養手当を支給しています。

• 取り組みの方向性

就労や生活、教育にかかる様々な取り組みを進めていくほか、世帯の状況や所得に応じ、各種手当や給付、貸付制度などにより世帯の生活基盤を支えています。

○生活保護

• 事業内容

生活が困窮状態にある保護者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による支援を行っています。

• 取り組みの方向性

就労や生活、教育にかかる様々な取り組みを進めていくほか、世帯の状況や所得に応じ、各種手当や給付、貸付制度などにより世帯の生活基盤を支えています。

5 地域での連携体制の構築

(1) 広範な連携による支援体制の構築

民生委員や母子保健における家庭訪問、学校や放課後児童クラブでの子どもたちとの関わり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談対応、福祉部門における母子父子自立支援員や家庭相談員による見守り、社会福祉協議会における諸活動など、子どもやその家庭は様々な場面で地域との関わりを持っています。

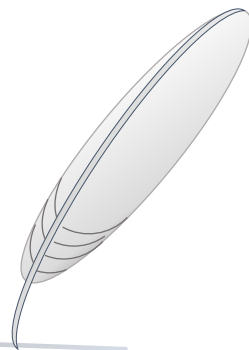
こうした広範な関係者が情報や課題を共有することで、何らかの支援を必要としている子どもや家庭を早期に把握し、個々のケースに適した支援を提供することができる機関へと円滑につなげていくことができるように地域全体で支えていく支援体制の構築を図ります。

(2) 効果的なコーディネートの仕組みの構築

多様な関係者が円滑に連携していくことができるように、三種町は関係者の間に立って、支援を必要としている人と支援を提供できる機関をつなぐコーディネーターとして中心的な役割を担っていきます。

また、必要に応じて、つなぎ役の実務を担うコーディネーター人材の育成や確保を図り、連携体制が効果的に機能するように、体制の整備を進めていきます。

第5章 計画の推進



1 計画の推進体制

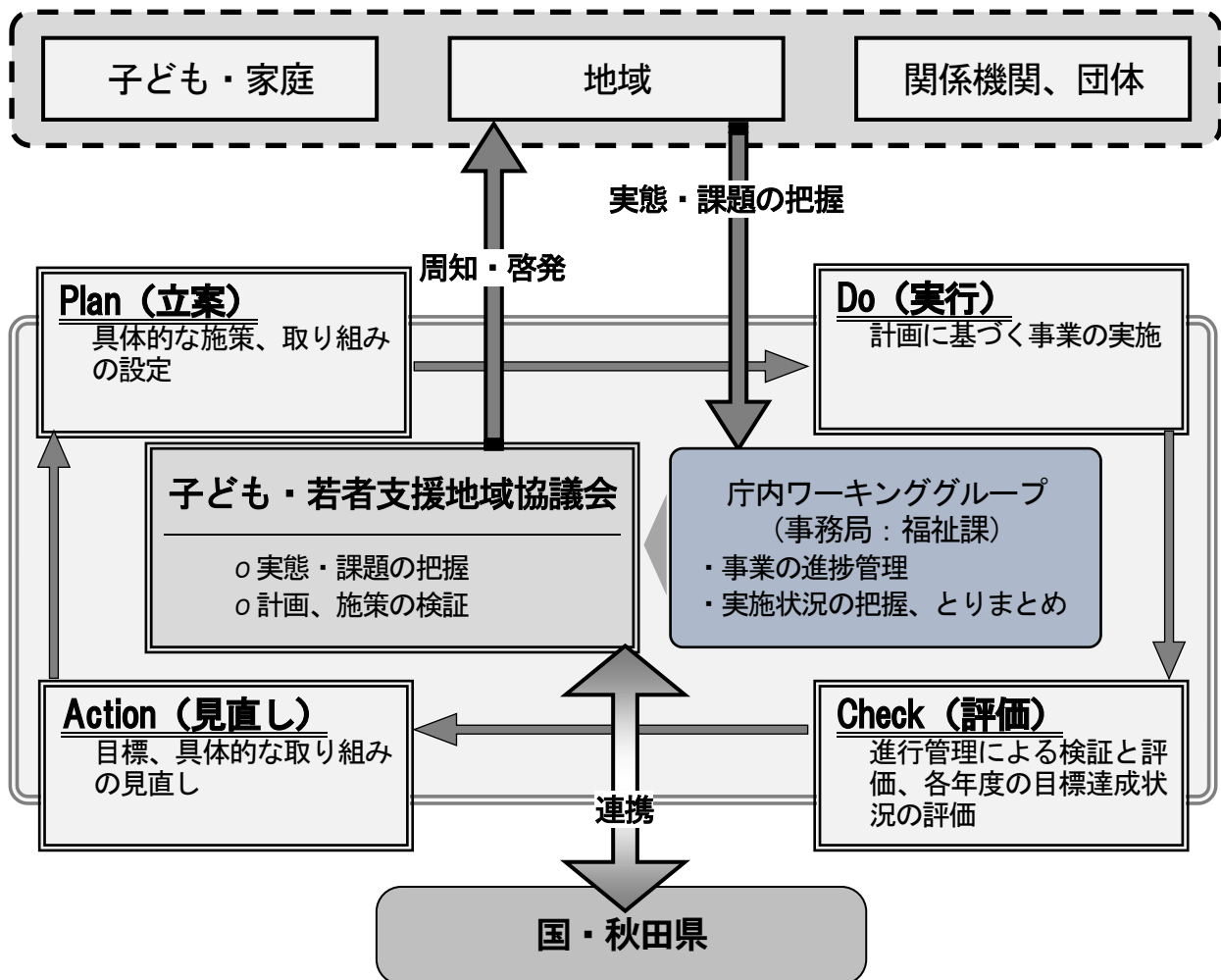
子どもたちを取り巻く環境や社会情勢は日々変化し、必要とされる取り組みも変わっていきます。

効果的な支援を実施するためには、実態を把握し、計画の進捗について検証を行い、必要に応じて柔軟に計画を見直すことが重要となります。

そこで、実態を把握し、計画の適切な進捗管理を行うため、関係機関、関係団体の代表者等からなる三種町子ども・若者支援地域協議会により、計画の検証を行っていきます。

また、子ども・若者支援地域協議会での検証を支援するため、福祉課が事務局となり、庁内の関係課によるワーキンググループにより、事業の進捗を管理していきます。

<計画の推進体制>



2 進捗評価の仕組み

計画に記載している事業の進捗について、庁内ワーキンググループの場において、毎年、事業ごとに、実施状況や課題、成果などを確認し、計画通りに進行していない場合や、問題等が生じた場合には、取り組み内容の見直しや新規事業の必要性などを検討し、計画内容の見直しを行っていきます。

事業の進捗の評価にあたっては、進捗評価シートを事業ごとに作成し、事業の主管課に照会することで評価を行います。

<進捗評価シートのイメージ>

事業名	
主管課	
関係課	
事業の実施状況	
事業の進捗評価	
事業実施による具体的な成果	
事業を実施している中での具体的な問題点・課題	
今後の方向性	
今後の取り組み内容	

三種町
第2期子どもの貧困対策に関する整備計画
— 子どもの明るい未来づくりプラン —

令和4年3月

編集	三種町 福祉課 〒018-2401 秋田県山本郡三種町鶴川字岩谷子8 TEL : 0185-85-2111 (代表)
----	---